

大田原市過疎地域持続的発展計画

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

令和4（2022）年3月

（令和5（2023）年4月一部変更）

（令和6（2024）年4月一部変更）

（令和6（2024）年10月一部変更）

栃木県大田原市

目 次

1 基本的な事項

(1) 大田原市の過疎指定地域	1
(2) 大田原市の概況	1
(3) 人口及び産業の推移と動向	4
(4) 行財政の状況	10
(5) 地域の持続的発展の基本方針	14
(6) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(7) 計画の達成状況の評価に関する事項	21
(8) 計画期間	21
(9) 公共施設等総合管理計画との整合	21

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	32
(3) 計画	34
(4) 産業振興促進事項	40
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	40

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	43
(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45

6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	48
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	51
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉向上及び増進	
(1)	現況と問題点	52
(2)	その対策	52
(3)	計画	53
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	55
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	56
(2)	その対策	56
(3)	計画	56
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	56
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	57
(2)	その対策	57
(3)	計画	58
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	60
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	62
(2)	その対策	62
(3)	計画	62
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	63
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	64
(2)	その対策	64
(3)	計画	64
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	65

1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	67
(2)	その対策	67
(3)	計画	67
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	68
1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	69
(2)	その対策	69
(3)	計画	69
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	70
	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	71

1 基本的な事項

(1) 大田原市の過疎指定地域

湯津上地域（旧湯津上村）及び黒羽地域（旧黒羽町）（令和 3（2021）年 4 月 1 日告示）

(2) 大田原市の概況

1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況

①自然条件の概要

本市は、栃木県の北部、那須野が原の扇状地に位置し、西に日光連山、北に那須連山を仰ぎ、東は茨城県大子町及び福島県棚倉町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町にそれぞれ接しています。市域は東西に約 30km、南北に約 20km、総面積は 354.36 ㎢（栃木県の面積の約 5.5%）と広大な大地を有しています。また、本市の西部を南北に東北新幹線、ＪＲ東北本線（宇都宮線）及び国道 4 号が走り、県都宇都宮市から約 40 km、首都東京から約 150 km圏にあります。

地勢は、北西部から南部にゆるやかな傾斜を保つ平坦地であり、豊かな沃野を形成しています。東部は、浸食谷が発達した八溝山地であり、森林地帯を形成し、その西縁に沿うように河岸段丘が発達しています。八溝山系の豊富な森林に加えて、西に箒川の清流、中央に蛇尾川のせせらぎ、東に関東の四万十川といわれる那珂川の 3 河川が流れ、恵まれた水を利用した広大で肥沃な水田が広がり一大穀倉地帯となっています。市域の 4 割以上が森林で構成されており、田畑や河川等と合わせると、自然的土地利用が 4 分の 3 以上を占めています。

気候は、内陸性気候であるため寒暖の差が比較的大きく、四季の変化に富み、恵まれた自然環境にあります。

4 月中旬から 9 月上旬まで南寄りの季節風が吹き、夏は気温も高く、降水量もあり蒸し暑さが続きます。冬は、「那須おろし」と呼ばれる北寄りの乾いた風が吹き、厳しい寒さになります。雨量は、山岳地（2,000～3,000 mm）から平野部（1,200～1,500 mm）に移るにしたがって変化し、6・7 月は雷雨、9・10 月は台風によってそれぞれ降水量が多く、これらは夏の畑作物の恵みにもなっています。

②歴史的条件の概要

本市は、源平屋島の合戦の英雄で弓の名手「那須与一」ゆかりの地であり、室町時代後期に那須家の家臣、大田原資清（おおたわらすけきよ）が大田原城を建城し、現在の市街地の基礎がつくられ、江戸時代には大田原氏の城下町として栄えました。旧奥州街道の宿場町としても活気にあふれ、その後物資の集散基地として商業流通の賑わいを見せるようになり、戦後は高度経済成長期と歩調を合わせるように発展してきました。

後に、明治・昭和の合併を経て、平成 17（2005）年 10 月 1 日には、湯津上村、黒羽町と合併し、新市「大田原市」が誕生しました。

③社会的、経済的条件の概要

ア 交 通

本市の幹線道路は、南北方向に国道 4 号・国道 294 号、東西方向に国道 400 号・国道 461 号がそれぞれ幹線軸を形成し、さらに市街地から近隣の市町に延びる主要地方道などによって、良好な交通ネットワークが形成されています。

公共交通機関は、JR 東北本線（宇都宮線）野崎駅、西那須野駅及び東北新幹線那須塩原駅から市街地を結ぶ市営バスが運行されています。また、市営バスは、市役所を基点として市内各地域に路線をめぐらし、民間バスとともに市民の日常の足となっています。バスの通っていない大田原地域の一部や湯津上・黒羽地域ではデマンド交通が運行され、地域住民に利用されています。

イ 産 業

本市の産業は、平成27(2015)年度の生産額ベースで、第1次産業が3.8%、第2次産業が42.2%、第3次産業が54.0%であり、栃木県全体の平均（第1次産業1.6%）と比較して第1次産業の割合が高いことが特徴となっています。農業においては、水稻、麦、大豆、うど等の土地利用型農業に加え、アスパラガス、にら、トマト、ねぎ、なす、いちご等の園芸作物も盛んであり、バランスがとれた経営が行われています。

第2次産業において、野崎工業団地には、大手上場企業やそのグループ企業が集積していますが、近年、中田原工業団地にも、大手上場企業の進出及び那須地区消防組合や那須赤十字病院の移転などもありました。

第3次産業は、都市計画道路3・3・1号インターチェンジ通り沿線を中心に大規模小売店が出店し、商業施設集積地を形成しています。

本市の産業構造は、第3次産業への移行が進み、農林業における後継者不足と農林業従事者の高齢化が著しい状況にあります。本市における産業別就業人口は、平成27（2015）年度時点で、第1次産業12.2%、第2次産業31.5%、第3次産業52.2%であり、栃木県全体の平均（5.5%）と比較して第1次産業の割合が高いことから、第1次産業における雇用の確保が喫緊の課題です。

2) 過疎の状況

本市は、黒羽地域の須賀川地区（旧須賀川村：第 355 号）が昭和 43（1968）年に、両郷地区（旧両郷村：第 996 号）が昭和 46（1971）年に振興山村に指定されました。旧黒羽町においては、山村振興計画に基づき、交通・通信・産業基盤・生活環境整備等の振興対策が実施され、生活環境は向上し、農林業の経営基盤の強化が図られてきました。

平成 17（2005）年 10 月 1 日の合併により新市「大田原市」となり、令和元（2019）年度に山村振興計画を全面的に見直し、引き続き振興対策を実施していますが、人口減少や少子高齢化に加え、若者や子育て世代の流出に歯止めがかからず、集落の活力低下や農林業の担い手不足、山村地域が持つ多面的な機能の低下が

課題となっています。

このような現状の中、黒羽地域のみならず湯津上地域においても、人口の減少傾向は変わることなく、令和3（2021）年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより、湯津上地域及び黒羽地域が過疎地域とみなされ、同法の適用を受けることになりました。

3) 社会経済的発展の方向

我が国は、成長社会から深刻な人口減少社会へ突入し、各自治体経営においては、経済構造や人口構造の変化、技術革新の進展、住民サービスの充実、価値観の変化等、複雑化した社会・経済環境への対応が求められています。

このような状況の中、地方分権社会に的確に対応し、より高度な行政サービスを提供するため、平成17（2005）年10月1日に新市「大田原市」が誕生しました。合併以降、旧3市町村が進めてきた「まちづくり」の方針を尊重しつつ、「新市建設計画」の考え方にに基づき、持続可能で均衡ある発展を目指してきました。

今日、多様化する住民のニーズに応えるために、効率的・効果的な行政運営や健全な財政運営がますます重要となっています。高い経常収支比率の改善や、自主財源比率の確保も欠かすことのできない課題です。

まちの将来像を描いた市総合計画「おおたわら国造りプラン」では、だれもが生きがいを感じ、安全・安心な暮らしを続けられる、活力あふれるまちの実現を目指し、市民と行政とがお互いに知恵を出し合い、連携と協働により取り組むという方向性が示されています。

湯津上地域や黒羽地域の地域づくりにおいては、それぞれがもつ自然・歴史・生活・文化などの地域資源や農林業、観光などを結び付けることにより、魅力あるまちづくりを推進することが求められています。「おおたわら国造りプラン」と整合性を図りながら、それぞれの地域の総合的な振興を図っていく必要があります。

特に、過疎地域を含めて、本市が将来に向けて着実に発展していくためには、深刻な課題である少子化対策、人口減少対策、交流人口増による「地域活力の創出」、さらには基幹産業である農林業をはじめとする「産業の活性化」などに重点的に取り組む必要があります。

(3) 人口及び産業の推移と動向

1) 人口の推移と動向、今後の見通し

①過疎地域

過疎とみなされる地域（以下「過疎地域」又は「本地域」という。）の人口は、平成 27（2015）年の国勢調査では 17,798 人であり、昭和 35（1960）年から平成 27（2015）年の 55 年間の人口の推移では 40.1%の減少となっています。また、過疎地域の年齢別人口構成割合を見ると、15 歳未満の年少人口は、昭和 35（1960）年の 11,651 人から平成 27（2015）年の 1,648 人へと約 7 分の 1 に減少しています。さらに、15 歳以上から 64 歳までの生産年齢人口についても、昭和 35 年の 15,965 人から平成 27（2015）年の 10,682 人へと 33.1%減少しています。年齢別で見ると全体的に人口が減少している中で、65 歳以上の老年人口の増加が顕著であり、昭和 35（1960）年の 2,079 人から、平成 27（2015）年には 5,451 人となり、過疎地域人口の約 3 割を高齢人口が占めています。

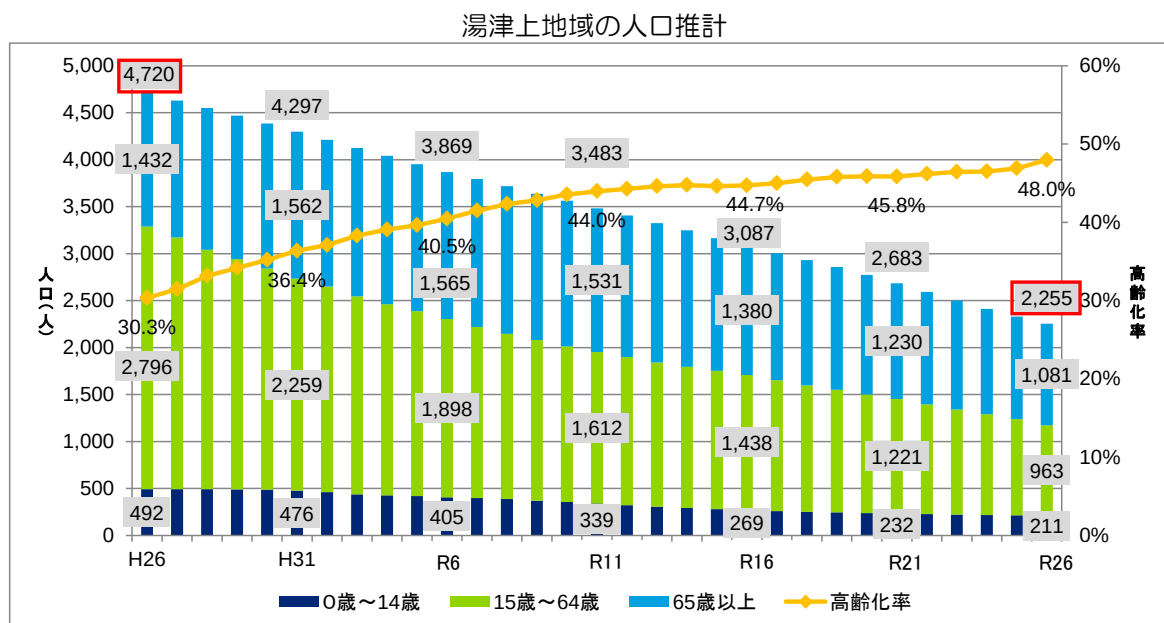
■過疎地域の人口の推移

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)		平成 27 年 (2015)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 29,695	人 24,980	% △15.9	人 23,859	% △4.5	人 21,784	% △8.7	人 17,798	% △18.3
0 歳～14 歳	11,651	5,388	△53.8	4,690	△13.0	2,461	△47.5	1,648	△33.0
15 歳～64 歳	15,965	16,903	5.9	15,326	△9.3	13,884	△9.4	10,682	△23.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	5,343	6,412	20.0	3,816	△40.5	3,645	△4.5	2,123	△41.8
65 歳以上 (b)	2,079	2,685	29.1	3,843	43.1	5,439	41.5	5,451	0.2
(a) / 総数 若年者比率	18.0%	25.7%	—	16.0%	—	16.7%	—	11.9%	—
(b) / 総数 高齢者比率	7.0%	10.7%	—	16.1%	—	25.0%	—	30.6%	—

資料：国勢調査

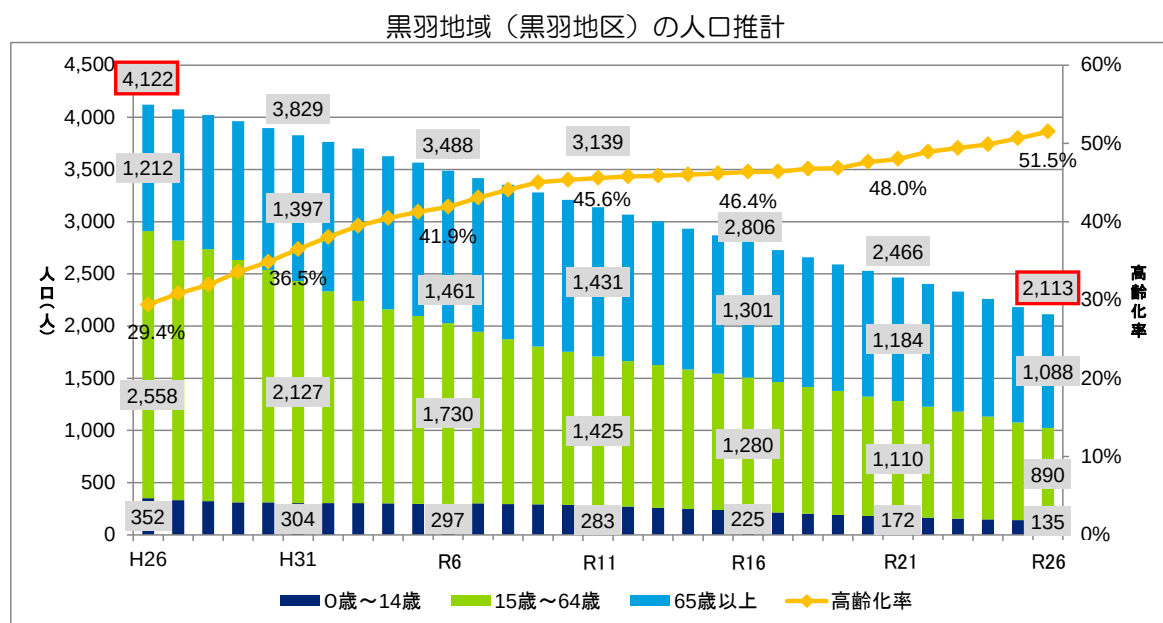
※昭和 50（1975）年の年齢不詳は 4 人、平成 27（2015）年の年齢不詳は 17 人

参考 大田原市公共施設等総合管理計画より
【湯津上地域】



湯津上地域の人口は、平成 26（2014）年では 4,720 人と市全域の 6.4%を占めていましたが、令和 26（2044）年には 2,255 人と 5 割程度減少し、市全域に占める割合も 4.3%まで減少することが見込まれています。当地域は、市全域的な状況と同様あるいはそれ以上に、人口減少が進むとともに少子高齢化が進む傾向となっています。

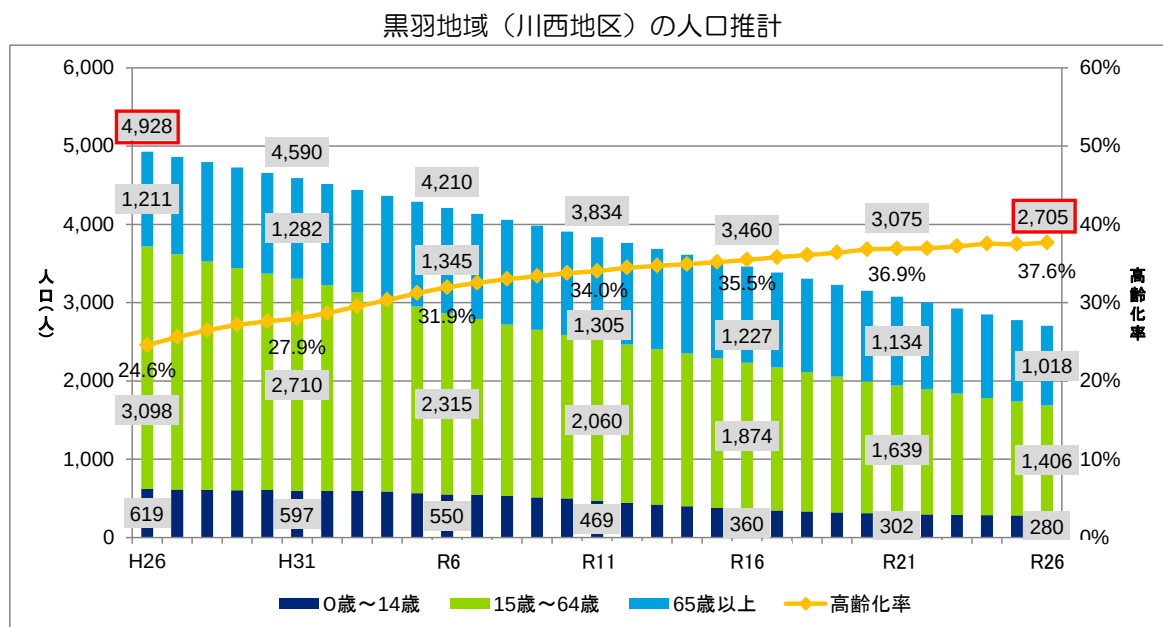
【黒羽地域（黒羽地区）】



黒羽地域（黒羽地区）の人口は、平成 26（2014）年では 4,122 人と市全域の 5.6%を占めていましたが、令和 26（2044）年には 2,113 人と 5 割程度減少し、市全域

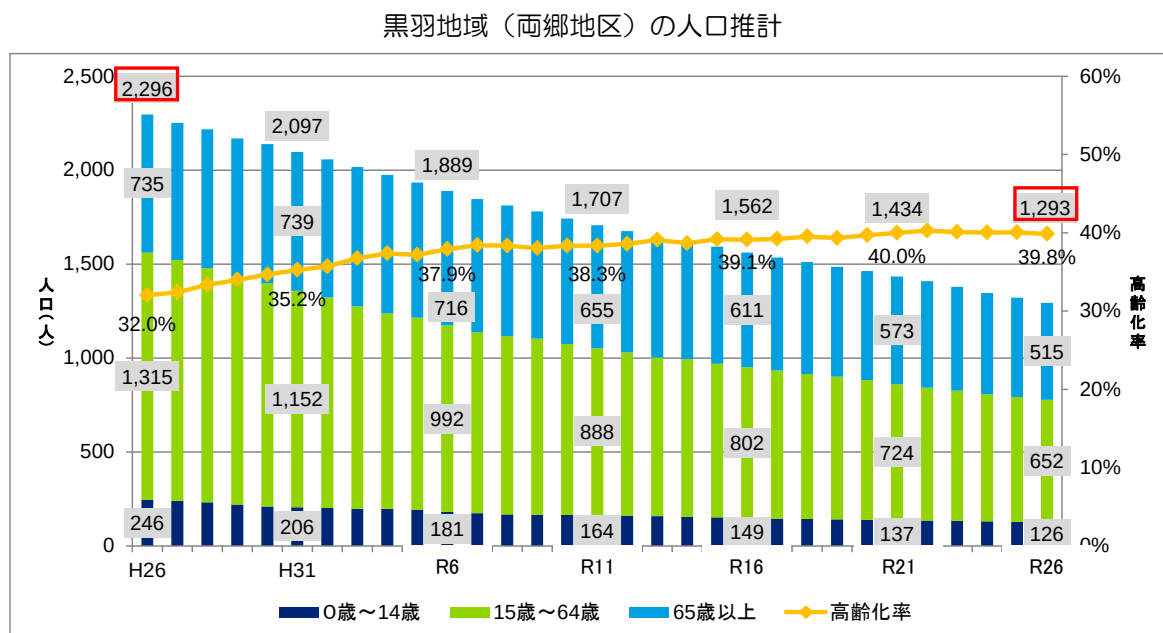
に占める割合も 4.1%まで減少することが見込まれています。当地域は、市全域的な状況と同様あるいはそれ以上に、人口減少が進むとともに少子高齢化が進む傾向となっています。

【黒羽地域（川西地区）】



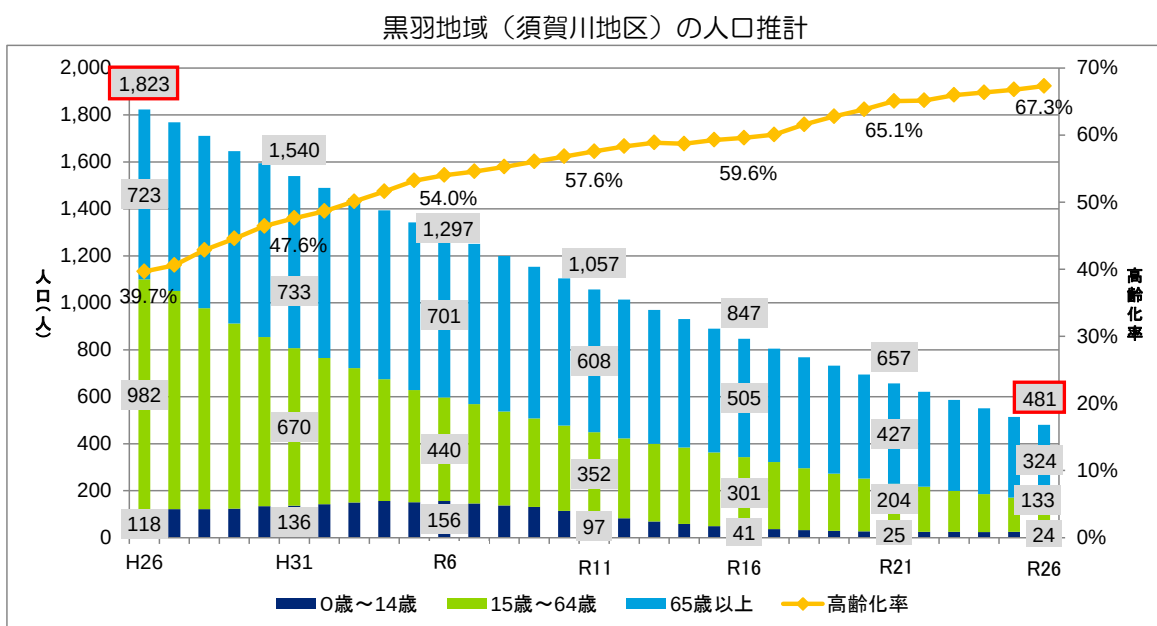
黒羽地域（川西地区）の人口は、平成 26（2014）年では 4,928 人と市全域の 6.7% を占めていましたが、令和 26（2044）年には 2,705 人と 4 割程度減少し、市全域に占める割合も 5.2%まで減少することが見込まれています。当地域は、市全域的な状況と同様あるいはそれ以上に、人口減少が進むとともに少子高齢化が進む傾向となっています。

【黒羽地域（両郷地区）】



黒羽地域（両郷地区）の人口は、平成 26（2014）年では 2,296 人と市全域の 3.1% を占めていましたが、令和 26（2044）年には 1,293 人と 4 割程度減少し、市全域に占める割合も 2.5%まで減少することが見込まれています。当地域は、市全域的な状況と同様あるいはそれ以上に、人口減少が進むとともに少子高齢化が進行していく傾向となっています。

【黒羽地域（須賀川地区）】



黒羽地域（須賀川地区）の人口は、平成 26（2014）年では 1,823 人と市全域の 2.5%を占め、市内で最も住民が少ない地域となっていました。令和 26（2044）年には 481 人と 7 割強も減少し、市全域に占める割合も 1.0%にまで減少することが見込まれています。当地域は、他の地域に比べても急速な人口減少、少子高齢化が進むことが見込まれ、コミュニティ存続に向けた対策が必要となっています。

②本市全体

本市の人口は、合併時の平成 17（2005）年の 79,023 人をピークに減少の一途を辿っており、平成 27（2015）年には 75,457 人となっています。これは、全国的に言われている地方の人口減少の問題が、本市でも例外なく現実であることを示し、この減少傾向が現在も続いています。本市の将来人口は、令和 27（2045）年には 58,717 人と平成 27（2015）年に比べ、約 16,700 人減少することが推計されています。

年齢別人口構成割合を見ると、15 歳未満の年少人口は、昭和 35（1960）年に人口の 37.7%を占めていましたが、平成 27（2015）年には 12.0%に減少しています。また、65 歳以上の老年人口は、昭和 35（1960）年に人口の 6.4%を占めていましたが、平成 27（2015）年には人口構成割合では 26.3%に増加しています。本市の将来人口は、令和 27（2045）年の人口構成割合では、15 歳未満の

年少人口は 9.8%、65 歳以上の老年人口は 37.9%になると推計され、少子高齢化の進行について深刻な状況にあると言えます。

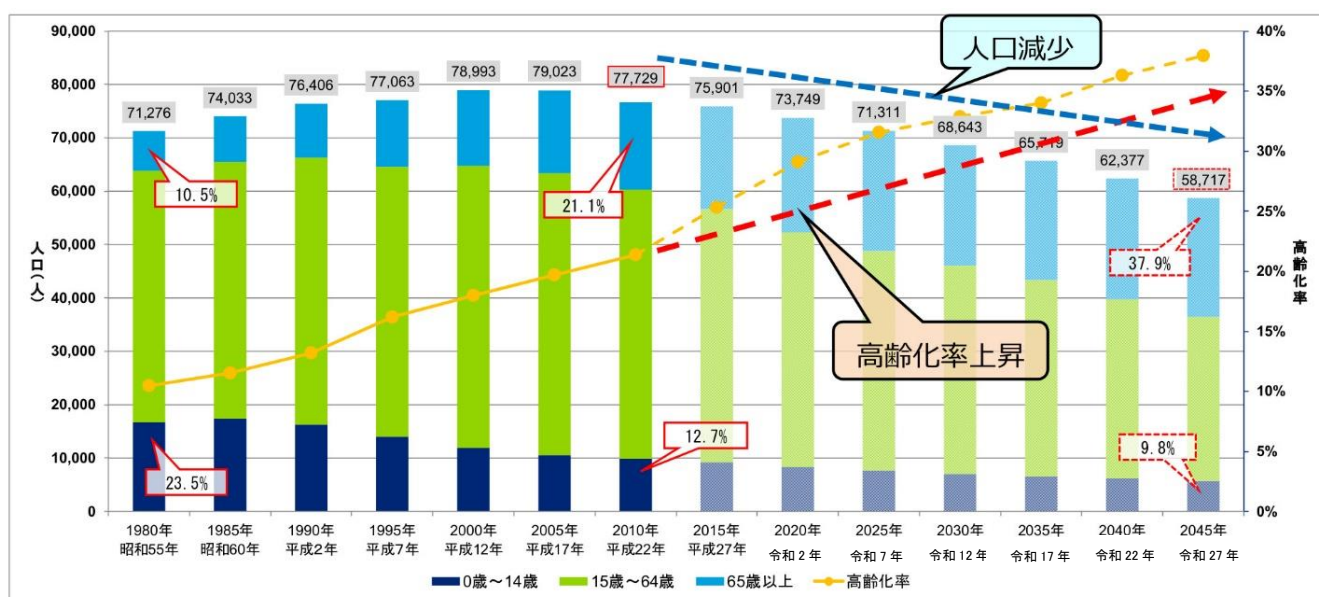
■大田原市の人口の推移

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)		平成 27 年 (2015)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 71,806	人 67,312	% △6.3	人 76,406	% 13.5	人 79,023	% 3.4	人 75,457	% △4.5
0 歳～14 歳	27,038	15,745	△41.8	16,305	3.6	10,552	△35.3	9,056	△14.2
15 歳～64 歳	40,153	45,143	12.4	49,990	10.7	52,797	5.6	46,574	△11.8
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	14,379	17,130	19.1	13,662	△20.2	15,876	16.2	11,711	△26.2
65 歳以上 (b)	4,615	6,424	39.2	10,111	57.4	15,674	55.0	19,827	26.5
(a) / 総数 若年者比率	20.0%	25.4%	—	17.9%	—	20.1%	—	15.5%	—
(b) / 総数 高齢者比率	6.4%	9.5%	—	13.2%	—	19.8%	—	26.3%	—

資料：国勢調査

参考 大田原市公共施設等総合管理計画より

【本市の人口推移と将来推計】



2) 産業の推移と動向

平成 27(2015)年の過疎地域の就業者数は 8,939 人であり、昭和 35(1960)年と比較して 34.8%の減少となっています。

産業別で見ると、第 1 次産業の就業人口は、昭和 35 (1960) 年当時は、就業者総数に対して 69.6%を占めていましたが、平成 27 (2015) 年では 19.8%まで減少しています。第 2 次産業の就業人口は、平成 27 (2015) 年の就業人口総数に占める割合が 29.8%で、平成 2 (1990) 年まで増加していましたが、それ以降は減少傾向にあります。また、第 3 次産業の就業人口は、平成 27 (2015) 年の就業人口総数に占める割合が 47.7%で、増加傾向が続いています。

産業別の比較で見ると、昭和 50 (1975) 年までは第 1 次産業の就業人口が最も大きな割合を占めていましたが、平成 2 (1990) 年は第 2 次産業の就業人口の割合が、そしてそれ以降は第 3 次産業の就業人口の占める割合が最も大きくなっています。

■過疎地域の産業別人口の動向

(単位：人)

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	13,710	12,726	△7.2%	12,947	1.7%	10,740	△17.0%
第 1 次産業 (就業人口比率)	9,543 (69.6%)	4,876 (38.2%)	△48.9%	3,236 (26.2%)	△33.6%	2,271 (21.1%)	△29.8%
第 2 次産業 (就業人口比率)	1,399 (10.2%)	3,770 (29.6%)	169.5%	4,727 (38.2%)	25.4%	3,716 (34.6%)	△21.4%
第 3 次産業 (就業人口比率)	2,767 (20.2%)	4,104 (32.2%)	48.3%	4,386 (35.5%)	6.9%	4,660 (43.4%)	6.2%

区分	平成 27 年 (2015)	
	実数	増減率
総数	8,939	△16.8%
第 1 次産業 (就業人口比率)	1,769 (19.8%)	△22.1%
第 2 次産業 (就業人口比率)	2,663 (29.8%)	△29.1%
第 3 次産業 (就業人口比率)	4,266 (47.7%)	△8.5%

資料：国勢調査

■大田原市の産業別人口の動向

(単位：人)

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	33,003	34,554	4.7%	39,863	15.4%	39,748	△0.3%
第 1 次産業 (就業人口比率)	20,478 (62.0%)	12,576 (36.4%)	△38.6%	7,802 (19.6%)	△38.0%	5,584 (14.0%)	△28.4%
第 2 次産業 (就業人口比率)	3,871 (11.7%)	9,655 (27.9%)	149.4%	16,080 (40.3%)	66.5%	13,721 (34.5%)	△14.7%
第 3 次産業 (就業人口比率)	8,652 (26.2%)	12,322 (35.7%)	42.4%	15,926 (40.0%)	29.2%	19,914 (50.1%)	25.0%

区分	平成 27 年 (2015)	
	実数	増減率
総数	36,811	6.9%
第 1 次産業 (就業人口比率)	4,488 (12.2%)	△19.6%
第 2 次産業 (就業人口比率)	11,619 (31.6%)	△15.3%
第 3 次産業 (就業人口比率)	19,214 (52.2%)	△3.5%

資料：国勢調査

(4) 行財政の状況

1) 行政の状況

平成 19 (2007) 年 4 月に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、地方自治体が自らの判断と責任において行政を運営することが求められています。また、提供すべき行政サービスは多様化・高度化していますが、市税をはじめとする自主財源の増加は難しいのが実情です。

このような状況の中で、安定的な行政運営を展開するためには、財政基盤の強化が不可欠であり、組織の再編と行政改革の実施などにより、的確かつ効率的な業務遂行が求められます。

本市は、平成 17 (2005) 年 10 月 1 日にこのたび過疎地域とみなされた旧湯津上村及び旧黒羽町と合併し、以来、それぞれの庁舎を地域の行政サービスの拠点として活用しています。地域の住民が身近な場所で住民サービスを受けられるよう、ICT (情報通信技術) などを最大限に活用しながら、サービス水準の維持・向上に努めてきました。

2) 財政の状況

本市の財政規模は、令和元（2019）年度の普通会計決算額では 331 億 6,418 万 5 千円で平成 22（2010）年度に比べて 0.1%減少しています。

令和元（2019）年度歳入のうち、自主財源である市税は、108 億 3,029 万 4 千円で、歳入全体に占める割合は 32.7%であり、地方交付税（19.5%）、国庫支出金（13.5%）、県支出金（7.7%）、地方債（7.9%）に大きく依存しています。また、歳入総額に占める一般財源の割合は 58.5%であります。

令和元（2019）年度の普通会計歳出決算額は、322 億 6,425 万 8 千円で、平成 22（2010）年度に比べ 3.0%増加しています。このうち投資的経費は、35 億 5,953 万 2 千円で歳出総額の 11.0%を占め、うち普通建設事業費は 31 億 9,991 万 9 千円で歳出総額の 9.9%を占め、また単独事業費の占める割合は 2.7%となっています。

なお、令和元（2019）年度の歳出総額に占める義務的経費の割合は 46.9%であり、令和元（2019）年度末の地方債の現在高は 319 億 4,726 万 9 千円となっています。令和元（2019）年度決算における実質公債費比率や将来負担比率は、類似団体平均及び県内平均より高い状況にあります。

人口の減少による地方税収入の伸び悩みや、合併後 10 年間の財政措置であった合併算定替えによる普通交付税の加算措置が、平成 28（2016）年度から段階的に減少し、令和 3（2021）年度にはその加算措置がなくなるため、今後も厳しい財政状況が続くと予想されています。

このような状況の中、産業の活性化、生活基盤の整備などにより人口維持を図り、自主財源の確保に努めるとともに、積極的な事務の見直しによる義務的経費等の経常経費の節減と合理化を図り、持続可能な行財政運営を行う必要があります。

■大田原市の財政状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度 (2010)	平成 27 年度 (2015)	令和元年度 (2019)
歳入総額A	33,212,165	35,565,299	33,164,185
一般財源	19,430,877	19,514,259	19,394,885
国庫支出金	4,510,924	4,585,909	4,471,103
都道府県支出金	1,857,275	2,152,715	2,542,058
地方債	3,587,200	3,287,600	2,630,000
—	—	—	—
その他	3,814,000	6,024,816	4,126,139
歳出総額B	31,324,964	34,287,172	32,264,258
義務的経費	13,337,033	14,764,661	15,142,229
投資的経費	4,375,222	4,090,335	3,559,532
うち普通建設事業	4,333,646	3,998,988	3,199,919
その他	13,612,709	15,432,176	13,562,497
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額C=A-B	1,887,201	1,278,127	899,927
翌年度に繰越すべき財源D	241,927	122,567	103,089
実質収支C-D	1,645,274	1,155,560	796,838
財政力指数	0.68	0.65	0.64
公債費負担比率	15.2	17.2	15.4
実質公債費比率	12.6	10.0	7.1
起債制限比率	—	10.9	5.6
経常収支比率	88.9	94.6	97.9
将来負担比率	91.6	47.4	63.7
地方債現在高	33,125,087	31,049,051	31,947,269

資料：栃木県市町村要覧、地方財政状況調書

3) 公共施設の整備状況

過疎地域では、早くから人口減少、少子高齢化が進んできましたが、生活環境の整備や産業の振興等のための諸施策を積極的に実施し、道路の改良率及び舗装率、水道普及率向上等に努めてきました。

今後は、これまで整備してきた様々な公共施設の老朽化に対応していく必要があります。これらの対応に当たっては、施設の設置目的、効果等を十分に検討していくことが重要であり、地域の特性や利便性等に配慮した計画的な整備が求められます。

■過疎地域の主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度 (1980)	平成 2 年度 (1990)	平成 12 年度 (2000)
市 道			
改良率 (%)	29.7	51.9	63.3
舗装率 (%)	44.1	75.9	76.7
農 道			
延長 (m)	—	—	—
耕地 1ha 当たりの延長 (m)	—	—	—
林 道			
林道延長 (m)	4,735	27,935	34,114
林野 1ha 当たりの林道延長 (m)	0.3	2.0	2.5
上水道普及率 (%)	47.2	85.1	87.4
水洗化率 (%)	—	—	23.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	1.6

区分	平成 22 年度 (2010)	令和元年度 (2019)
市 道		
改良率 (%)	69.4	70.0
舗装率 (%)	86.7	86.3
農 道		
延長 (m)	—	—
耕地 1ha 当たりの延長 (m)	—	—
林 道		
延長 (m)	51,487	59,960
林野 1ha 当たりの林道延長 (m)	3.8	4.4
上水道普及率 (%)	90.8	—
水洗化率 (%)	—	—
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—

資料：道路現況調書、農林業センサス、公共施設状況、水道統計、公営企業決算統計

県北健康福祉センター概要

※データが不明な部分は「—」としています。

■大田原市の主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度 (1980)	平成 2 年度 (1990)	平成 12 年度 (2000)
市 道			
改良率 (%)	33.7	63.7	70.3
舗装率 (%)	62.0	82.6	88.7
農 道			
延長 (m)	—	—	—
耕地 1ha 当たりの延長 (m)	—	—	—
林 道			
延長 (m)	4,735	27,935	34,364
林野 1ha 当たりの林道延長 (m)	0.3	1.8	2.2
上水道普及率 (%)	58.4	80.7	90.9
水洗化率 (%)	—	—	48.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	14.3

区分	平成 22 年度 (2010)	令和元年度 (2019)
市 道		
改良率 (%)	73.6	74.7
舗装率 (%)	90.8	90.9
農 道		
延長 (m)	132,688	139,640
耕地 1ha 当たりの延長 (m)	13.0	14.2
林 道		
延長 (m)	51,859	60,399
林野 1ha 当たりの林道延長 (m)	3.4	4.0
上水道普及率 (%)	94.4	94.6
水洗化率 (%)	65.5	79.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	13.8	13.5

資料：道路現況調書、農林業センサス、公共施設状況、水道統計、公営企業決算統計
 県北健康福祉センター概要

※データが不明な部分は「—」としています。

(5) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、平成 17 (2005) 年 10 月 1 日の合併以来、3 市町村それぞれの地域が進めてきた「まちづくり」を尊重しながら、「新市建設計画」の考え方に基づき、持続可能な均衡ある発展を目指してきました。

しかしながら、過疎地域の整備水準は、全体的な整備水準と比較して格差が解消されず、若年層の地域外への流出や少子高齢化が進行、さらにはそれらに伴った森林・農地等の荒廃の進行など、地域の活力が顕著に低下しており、特に、山間部を抱える

黒羽地域は、基幹産業である農林業が停滞し、新規企業立地も進まない状況にあります。

その一方では、ICT（情報通信技術）の進展、生活圏の広域化、地域間交流の進展により、行政に対するニーズは多様化しており、これらの諸問題に適切に対応しつつ、過疎地域の「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」と本市の「均衡ある発展」を図るため、以下のとおり各地域の特色に配慮したまちづくりを進めます。

◇産業振興の強化に加え、各分野における産学官の連携や未来技術の活用等による新たな事業の創出を図るとともに、地域資源の発掘・活用や魅力発信による移住・定住を中心として地域の持続的発展を図っていくものとします。

◇持続的発展のための基本的な方向・施策は以下のとおりです。

- －魅力発信の強化による知名度の向上と関係人口の創出・拡大
- －空き家・遊休施設等の有効活用
- －地域の若者・女性などが起業しやすい環境の整備
- －新事業・新産業の創出、既存産業の高付加価値化のための産学官連携等のマッチング
- －地域産業の競争力強化と人材確保及び担い手の育成
- －地域資源を活用した山村振興
- －八溝地域を縦貫する道路など幹線道路網の整備
- －地域防災体制の充実
- －ライフスタイルの多様化に応じた居住環境の創出
- －結婚支援の推進及び地域における子育て支援の充実
- －地域福祉ネットワークの構築の推進
- －小さな拠点の形成等による持続可能なまちづくり
- －再生可能エネルギー等の活用促進と省エネルギーの推進

（６）地域の持続的発展のための基本目標

１）人口に関する目標（住民基本台帳）

ここ数年の住民基本台帳人口による人口の推移を見ると、過疎地域は、毎年2.0%から2.6%減少が見られ、平成28（2016）年3月31日と令和3年（2021）年3月31日の人口総数を比較すると11.2%（1,925人）の減であり、令和3（2021）年3月31日の人口総数は15,236人になっています。

一方、市全体では、平成28（2016）年3月31日と令和3年（2021）年3月31日の人口総数を比較すると3.1%（2,226人）の減であり、令和3（2021）年3月31日の人口総数は70,377人となっています。

大田原地域の人口は 0.6%前後で減少しているため、過疎地域の人口減少が市全体の人口減少に大きく影響を及ぼしているといえます。また、本市人口ビジョン及び本市公共施設等総合管理計画の人口推計と比較すると、推計よりも減少速度は緩やかではありますが、過疎地域においては推計とほぼ同じ速度で減少しています。

なお、人口ビジョンにおいては、地域経済の縮小、社会保障の負担増等の多くの弊害を危惧し、また持続可能なまちづくりを実施していくことにより人口減少に歯止めをかけ、2060 年の本市人口を 60,000 人に維持することを将来の目指すべき目標としています。加えて、人口ビジョンに基づく推計では、過疎地域の令和 3 年人口は 15,713 人となり、推計値の基準日が 10 月 1 日であるため単純比較はできませんが、現在、推計値よりも 477 人多く減少しています。近年の人口減少の状況を踏まえ、令和 7(2025)年度末の過疎地域の人口の目標を 14,050 人とし、人口減少に歯止めをかけるため各種事業を実施します。

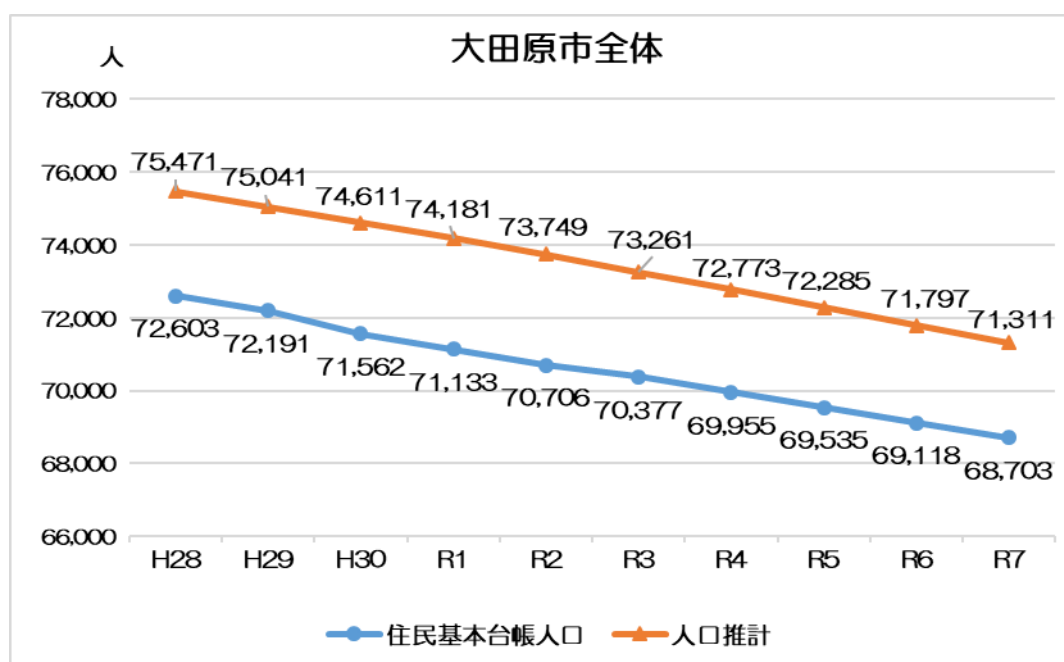
【人口の推移】

区分	平成 28 (2016) 年 3 月 31 日		平成 29 (2017) 年 3 月 31 日		平成 30 (2018) 年 3 月 31 日	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
大田原市	人 72,603	% —	人 72,191	% △0.6	人 71,562	% △0.9
大田原地域	55,442	—	55,378	△0.1	55,166	△0.4
過疎地域	17,161	—	16,813	△2.0	16,396	△2.5
湯津上地域	4,537	—	4,446	△2.0	4,344	△2.3
黒羽地域	12,624	—	12,367	△2.0	12,052	△2.5

区分	平成 31 (2019) 年 3 月 31 日		令和 2 (2020) 年 3 月 31 日		令和 3 年 (2021) 3 月 31 日	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
大田原市	人 71,133	% △0.6	人 70,706	% △0.6	人 70,377	% △0.5
大田原地域	55,114	△0.1	55,100	0.0	55,141	0.1
過疎地域	16,019	△2.3	15,606	△2.6	15,236	△2.4
湯津上地域	4,248	△2.2	4,208	△0.9	4,129	△1.9
黒羽地域	11,771	△2.3	11,398	△3.2	11,107	△2.6

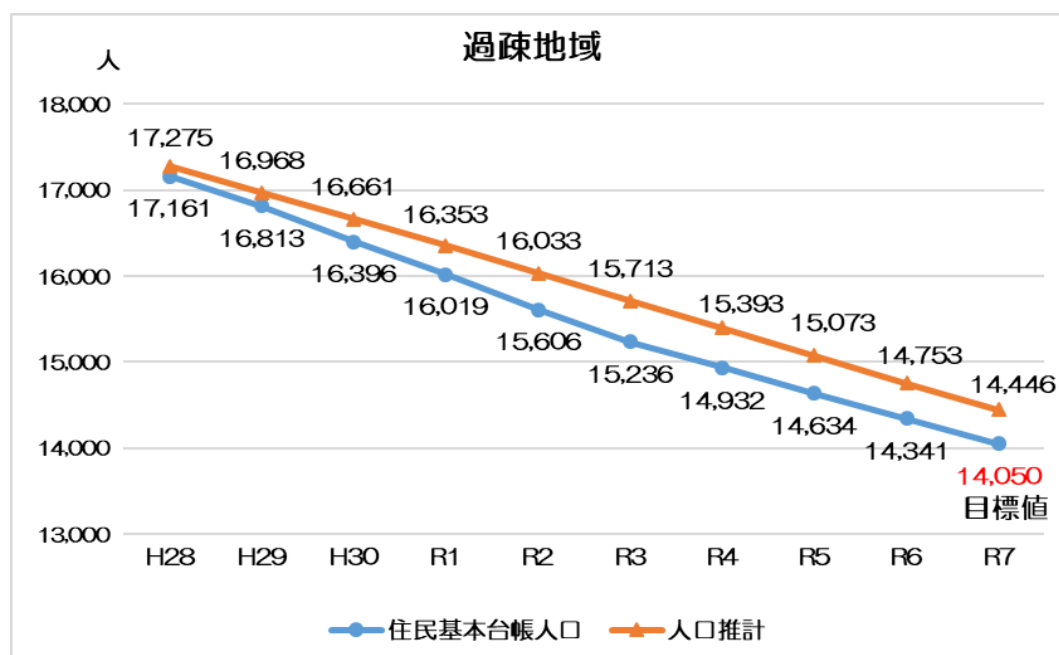
資料：市民課調べ

【大田原市人口ビジョンとの比較】



資料：大田原市人口ビジョン（政策推進課）

※R2、R7 以外の各年の人口推計値は、人口ビジョンを基にした推計値



資料：大田原市人口ビジョン（政策推進課）

※R1、R6 以外の各年の人口推計値は、人口ビジョンを基にした推計値

2) 平均所得及び納税者平均課税所得に関する目標

ここ数年の本市全体と過疎地域の平均所得と納税者平均課税所得の推移を見ると、過疎地域の平均所得においては、平成 28（2016）年分の 1,106 千円から増加傾向にあり、令和 2（2020）年分では 1,268 千円まで増加し、14.6%の伸びを見

せています。

一方、本市全体の平均所得においては、平成 28（2016）年分の 1,216 千円から過疎地域と同様の推移で令和 2（2020）年分には 1,417 千円まで増加し、16.5%の伸びを見せています。本市全体と過疎地域の平均所得を比較すると、平成 28（2016）年分においては 110 千円でありましたが、令和 2（2020）年分においては 149 千円となり、少しずつ差が大きくなっています。

また、納税者平均課税所得においては、過疎地域の納税者平均課税所得は、平成 28（2016）年分の 80 千円から令和 2 年分の 79 千円へと推移し、ほぼ横ばいの状態となっています。

一方、本市全体の納税者平均課税所得においては、平成 28（2016）年分の 90 千円から過疎地域とほぼ同様の推移で増減を見せており、令和 2（2020）年分には 90 千円と横ばいの状態にあります。本市全体と過疎地域の納税者平均課税所得を比較すると、平成 28（2016）年分においては 10 千円でありましたが、令和 2（2020）年分においては 11 千円となり、平均課税所得においては平均所得のような格差はありません。

過疎地域と非過疎地域においては、生活環境の違いもあり単純な比較はできませんが、課税所得割額では大きな格差はないものの、平均所得では少しずつ格差が生じてきています。このため、令和 7（2025）年度末の本市全体と過疎地域の平均所得の差 150 千円以内、納税者課税所得の差 10 千円以内をそれぞれの目標とし、各種事業を実施します。

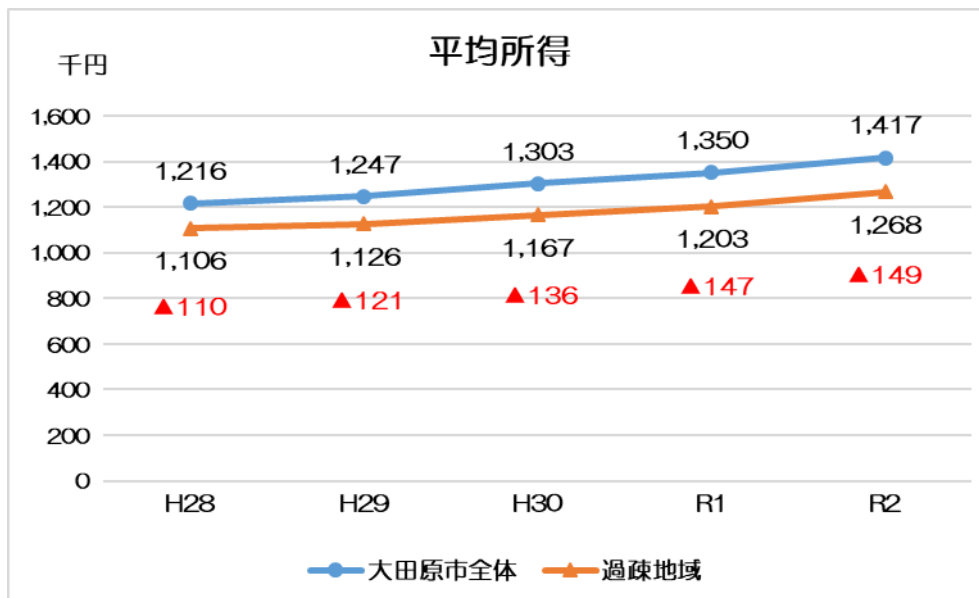
（単位：人、千円）

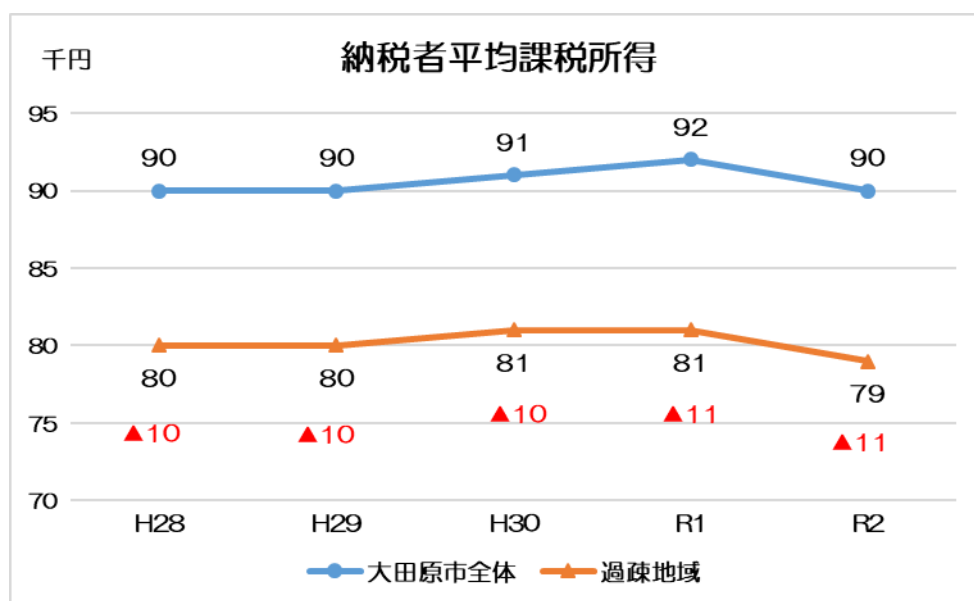
区分	平成 28 年分 (2016)	平成 29 年分 (2017)		平成 30 年分 (2018)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
大田原市					
住民登録数 (A)	72,441	71,908	△0.7%	71,449	△0.6%
納税者数 (B)	33,038	33,740	2.1%	34,586	2.5%
(B) / (A)	45.6%	46.9%	—	48.4%	—
所得 (C)	88,066,447	89,693,516	1.8%	93,070,640	3.8%
平均所得 (C/A)	1,216	1,247	2.5%	1,303	4.5%
課税所得割額 (D)	2,976,472	3,042,158	2.2%	3,161,580	3.9%
納税者平均課税所得 (D/B)	90	90	0.0%	91	1.1%
過疎地域					
住民登録数 (A)	16,939	16,528	△2.4%	16,185	△2.1%
納税者数 (B)	7,504	7,575	0.9%	7,609	0.4%
(B) / (A)	44.3%	45.8%	—	47.0%	—
所得 (C)	18,740,329	18,614,926	△0.7%	18,891,578	1.5%
平均所得 (C/A)	1,106	1,126	1.8%	1,167	3.6%
課税所得割額 (D)	599,293	602,631	0.6%	618,116	2.6%
納税者平均課税所得 (D/B)	80	80	0.0%	81	1.3%

(単位：人、千円)

区分	令和元年分 (2019)		令和2年分 (2020)	
	実数	増減率	実数	増減率
大田原市				
住民登録数 (A)	70,896	△0.8%	70,482	△0.6%
納税者数 (B)	35,459	2.5%	36,087	1.8%
(B) / (A)	50.0%	—	51.2%	—
所得 (C)	95,716,862	2.8%	99,857,743	4.3%
平均所得 (C/A)	1,350	3.6%	1,417	5.0%
課税所得割額 (D)	3,255,262	3.0%	3,245,673	△0.3%
納税者平均課税所得 (D/B)	92	1.1%	90	△2.2%
過疎地域				
住民登録 (A)	15,741	△2.7%	15,348	△2.5%
納税者数 (B)	7,670	0.8%	7,634	△0.5%
(B) / (A)	48.7%	—	49.7%	—
所得 (C)	18,931,859	0.2%	19,455,993	2.8%
平均所得 (C/A)	1,203	3.1%	1,268	5.4%
課税所得割額 (D)	620,388	0.4%	605,976	△2.3%
納税者平均課税所得 (D/B)	81	0.0%	79	△2.5%

資料：税務課調べ





3) 市民意識調査に関する目標

本市では、大田原市総合計画の見直しの際に、計画及び各施策の実効性を確保するため、5年に一度「市民意識調査」を実施しており、大田原市在住の18歳以上の3,000名を市内各地区の人口割で無作為に抽出し、将来のまちづくりの方向性についての考えや、市政について意見や要望を調査し、市政運営の基礎資料としています。

この調査には「住み心地」を問う項目があり、「住みやすい」「どちらかと言えば住みやすい」と回答した過疎地域の市民の割合を「住みやすさ度」とし、令和7(2025)年度に実施する市民意識調査において、大田原市全体の「住みやすさ度」と比較して過疎地域の「住みやすさ度」の差を5%以内という目標を置き、各種事業を全体的に評価します。

		平成 27 年度 (2015)	令和 2 年度 (2020)	
		実数	実数	増減
大田原市全体の回答数		1,484 人	1,655 人	171 人
「住みやすい」と回答した人		355 人	432 人	77 人
「どちらかと言えば住みやすい」と回答した人		628 人	703 人	75 人
住みやすさ度		66.2%	68.8%	2.6%
過疎地区の回答数		360 人	377 人	17 人
「住みやすい」と回答した人		75 人	74 人	-1 人
「どちらかと言えば住みやすい」と回答した人		128 人	164 人	36 人
住みやすさ度		56.4%	63.1%	6.7%
湯津上	回答数	88 人	105 人	17 人
	「住みやすい」と回答した人	20 人	20 人	—
	「どちらかと言えば住みやすい」と回答した人	33 人	46 人	13 人
	住みやすさ度	60.2%	62.9%	2.7%
黒羽	回答数	272 人	272 人	—
	「住みやすい」と回答した人	55 人	54 人	-1 人
	「どちらかと言えば住みやすい」と回答した人	95 人	118 人	23 人
	住みやすさ度	55.1%	63.2%	8.1%

資料：市民意識調査（政策推進課）

（７）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の「１（５）地域の持続的発展の基本方針」に基づく各種事業については、「１（６）地域の持続的発展のための基本目標」に掲げた３つの指標により、定期的に評価を行い、ホームページを通して市民に、そして市議会全員協議会を通して議会に報告します。

また、毎年度、それぞれの事業について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、事業の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、過疎地域の「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」と本市の「均衡ある発展」を図るため、各地域の特色に配慮したまちづくりを進めます。

（８）計画期間

計画期間は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から令和 8（2026）年 3 月 31 日までの 5 か年とします。

（９）公共施設等総合管理計画との整合

本市は、平成 17 年 10 月に旧湯津上村、旧黒羽町と合併し、新たな一步を踏み出しましたが、合併前の 3 市町村が住民福祉の向上と地域振興のためにそれぞれ建設した公共施設等の整理、統合が進まず、規模や整備時期が類似した施設等を多く保有している状況にあり、今後の公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。

厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により利用需要が変化していくことが予想

されるため、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、平成 28 年 11 月に「大田原市公共施設等総合管理計画」を策定したところです。

これまでも「大田原市道路維持修繕計画」「大田原市下水道長寿命化計画」「大田原市営住宅等長寿命化計画」といったインフラや施設設備の維持に関する計画を策定し、一部公共施設等の持続的な利用を可能にするための取組を進めておりますが、今後も進行することが見込まれる人口減少と少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化などによる施設利用の変化、合併に伴う財政的な特例の終了などにより、本市の公共施設等を取り巻く環境は、より厳しいものとなってきます。このため、公共施設等全般に関する今後の管理運営等について、早急に対応策を検討することが急務となっています。

当計画においては、このような現状を踏まえ、本市の公共施設財産を、将来を見据えた自治体運営・住みよいまちづくりに効率よく活用していくために、健全な財政運営と調和を図り、最適な施設配置を実現するため策定された「大田原市公共施設等総合管理計画」と整合性を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

1) 移住・定住

移住・定住を促進するに当たっては、本市の地域資源を最大限に活用し、様々なプロモーションの活用等による情報発信を行うとともに、雇用や住居、子育て等、様々な分野において環境の整備を進めることが必要です。合わせて、移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」でもなく、市内の地域や地域の方々と多様に関わる「関係人口」を創出していくことが必要です。

2) 地域間交流

本市の豊かな自然や食等、魅力ある地域資源を生かした体験型・着地型観光の取組として、農家民泊、農業体験といったグリーン・ツーリズム事業を推進していくことが必要です。

岡山県井原市とは友好親善都市として小学生の交流事業をはじめ、特産品の相互販売やイベント参加などによる交流を図っています。今後は、市民間レベルでの交流を積極的に推進するとともに、市と関係の深い都市等との新たな親善交流の推進が必要です。

3) 人材育成

人口減少及び高齢化が進む地域における地域活性化及び定住促進を目的として、都市住民などの外部人材を地域社会の新たな担い手として受け入れることで、地域力の維持・強化を図る「地域おこし協力隊制度」を導入し、平成 27（2015）年 6 月から隊員を任用しています。

(2) その対策

1) 移住・定住

○本市と周辺地域の魅力・暮らしやすさを積極的かつ効果的に情報発信するとともに、移住定住に関する相談窓口を設置し、受入体制を充実することで、都市部からの移住・定住促進を図ります。

○空き家等情報バンク制度の活用を推進し、市内に所在する空き家を有効活用することで、定住等の促進による人口の増加及び都市の住民との地域間交流の拡大を図ります。

2) 地域間交流

○移住・定住にもつながるグリーン・ツーリズム事業の更なる推進に努めるとともに本市の魅力ある地域資源を活用した都市部との交流を促進します。

○友好親善都市をはじめとした関係都市と連携し、市民を巻き込んだ相互交流事業を継続することで地域間交流の促進を図るとともに、農林業・観光・スポーツ施策と連携した交流を通して、都市部から農山村への定住促進に努めます。

3) 人材育成

○地域おこし協力隊や外部人材を積極的に活用することで、地域活性化を推進するとともに、新たな地域の担い手の確保・育成に努めます。

(3) 計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	空き家対策事業 [事業内容] ・空き家バンクの活用 ・空き家改修費補助 [事業の必要性] 定住等の促進により人口増加を図るため。 [事業効果] 市内に所在する空き家を有効活用することで、人口増加及び都市の住民との地域間交流につながる。	市	
		移住支援事業 [事業内容] ・相談窓口の設置 ・移住支援金の交付 [事業の必要性] 市内への移住・定住の促進を図るため。 [事業効果] 移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足の解消につながる。	市	
		結婚支援事業 [事業内容] ・婚活マスター養成講座の実施 ・独身男女のコミュニケーション能力アップ講座等の実施 [事業の必要性] 未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、人口増加を図るため。 [事業効果] 人口増加や地域活性化が図られる。	市	

	地域間交流	わがまちつながり構築事業 [事業内容] 地域の特色を生かしながら、市民自らが実践する地域づくり活動や、市町の範囲を越えて地域活性化を図るための広域的な取組を支援する。 [事業の必要性] 人口減少問題の克服や将来にわたる地域の活力の維持を目指す地方創生の実現を図るため。 [事業効果] 地域活性化や地域間交流の活発化につながる。	市	
	人材育成	地域おこし協力隊事業 [事業内容] 地域振興活動に主体的に取り組むことのできる人材を、地域おこし協力隊として任用する。 [事業の必要性] 地域力の維持・強化を図るため。 [事業効果] 都市住民などの外部人材を地域社会の新たな担い手として受け入れることで地域の活性化につながる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

1) 農林業の振興

① 農業

農業については、農家数、経営耕地面積ともに減少傾向にあります。平成 27 (2015) 年の農家数は 1,542 戸で、昭和 35 (1960) 年と比較すると 1,736 戸減少し、ピーク時の半数以下になっています。専業農家は、昭和 35 (1960) 年から昭和 50 (1975) 年にかけて大きく減少 (83.1%) し、それ以降、減少傾向にありましたが、平成 27 (2015) 年には増加に転じています。また、兼業農家は、昭和 50 (1975) 年に 2,643 戸まで伸びましたが、平成 27 (2015) 年にはピーク時の 44.5% まで落ち込んでいます。経営耕地面積は、全体で 3,420ha で、そのうち約 87.5% の 2,991ha が田となっています。

特に、那珂川水系に接続する平坦な水田地帯を抱える湯津上地域東部地区や平坦で優良な農地が多い同地域西南地区は、米麦の生産が盛んです。畑は、昭和 35 (1960) 年の 1,421ha から平成 27 (2015) 年までの 55 年間で 4 分の 1 程度に減少しています。畑の主な作物には、アスパラガス、にら、トマト、ねぎ、なす、茶などがあり、それぞれ知名度があります。近年では、いちごなどの施設園芸に取り組む農家もあります。また、樹園地は、114ha と全体から見るとわずかな面積ですが、ぶどう、梨などが栽培されており、国道 294 号沿線では既存の果樹園の集約化や水田の畑地利用が進んでいます。なお、農家数が減る中で農家 1 戸当たりの経営耕地面積は、昭和 35 (1960) 年の 1.23ha から平成 27 (2015) 年の 2.22ha まで増加しています。

畜産においては、肉用牛や乳用牛等を飼育していますが、本市全体でも平成 22 (2010) 年と比較して平成 27 (2015) 年には肉用牛の畜産農家が 14 戸減の 136 戸、乳用牛の畜産農家が 38 戸減の 136 戸と年々減少傾向を示しています。一方、畜産環境においては、ふん尿の適正処理と堆肥の農作物への利用を推進することにより、資源循環型農業が進みつつあります。

本市は、農畜産業のこのような状況に対して、農作物の付加価値を高めるために、加工品や直売などを進めてきましたが、農家の高齢化や農産物価格の下落などによる担い手不足から、生産力の低下が問題となっており、農地を管理する企業、団体及び集落営農組織が必要不可欠となっています。

また、野生鳥獣による農作物の被害が年々深刻化しているとともに、鳥獣被害対策実施隊や猟友会の高齢化等も進行していることから、新たな捕獲体制の確立と合わせて、被害軽減対策の仕組みづくりが必要となっています。

■過疎地域の農家数の推移

(単位：戸)

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
農家数	3,278	2,985	△8.9%	2,331	△21.9%	1,907	△18.2%
専業農家	2,021	342	△83.1%	284	△17.0%	274	△3.5%
第 1 種兼業農家	672	1,198	78.3%	272	△77.3%	333	22.4%
第 2 種兼業農家	585	1,445	147.0%	1,775	22.8%	1,300	△26.8%

区分	平成 27 年 (2015)	
	実数	増減率
農家数	1,542	△19.1%
専業農家	366	33.6%
第 1 種兼業農家	217	△34.8%
第 2 種兼業農家	959	△26.2%

資料：農林業センサス

■過疎地域の経営耕地面積の推移

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
経営耕地面積 (ha)	4,018	4,353	8.3%	4,085	△6.2%	3,711	△9.2%
田 (ha)	2,581	3,528	36.7%	3,492	△1.0%	3,241	△7.2%
畑 (ha)	1,421	698	△50.9%	454	△35.0%	364	△19.8%
樹園地 (ha)	16	127	697.8%	139	9.4%	106	△23.7%
農家一戸当たり 経営耕地面積 (a)	123	146	18.7%	175	19.9%	195	11.4%

区分	平成 27 年 (2015)	
	実数	増減率
経営耕地面積 (ha)	3,420	△7.8%
田 (ha)	2,991	△7.7%
畑 (ha)	315	△13.5%
樹園地 (ha)	114	7.5%
農家一戸当たり 経営耕地面積 (a)	222	13.8%

資料：農林業センサス

■大田原市の農家数の推移

(単位：戸)

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
農家数	7,293	6,563	△10.0%	5,259	△19.9%	4,257	△19.1%
専業農家	4,433	712	△83.9%	705	△1.0%	649	△7.9%
第 1 種兼業農家	1,548	2,817	82.0%	1,134	△59.7%	1,003	△11.6%
第 2 種兼業農家	1,312	3,034	131.3%	3,420	12.7%	2,605	△23.8%

区分	平成 27 年 (2015)	
	実数	増減率
農家数	3,454	△18.9%
専業農家	835	28.7%
第 1 種兼業農家	581	△42.1%
第 2 種兼業農家	2,038	△21.8%

資料：農林業センサス

■大田原市の経営耕地面積の推移

区分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
経営耕地面積 (ha)	10,161	11,578	13.9%	11,184	△3.4%	10,361	△7.4%
田 (ha)	6,954	10,239	47.2%	10,143	△0.9%	9,554	△5.8%
畑 (ha)	3,163	1,125	△64.49%	835	△25.8%	660	△21.0%
樹園地 (ha)	44	214	386.4%	206	△3.7%	147	△28.6%
農家一戸当たり 経営耕地面積 (a)	139	176	26.6%	213	21.0%	243	14.1%

区分	平成 27 年 (2015)	
	実数	増減率
経営耕地面積 (ha)	9,776	△5.6%
田 (ha)	8,963	△6.2%
畑 (ha)	634	△3.9%
樹園地 (ha)	179	21.8%
農家一戸当たり 経営耕地面積 (a)	283	16.5%

資料：農林業センサス

②林業

本地域には 834 戸の林家があり、市内全域の林家保有林 6,267ha のうち約 83.6%に当たる 5,241ha を保有していますが、ほとんどの経営体が小規模（保有森林面積 10ha 未満）で、農業との複合や他産業に従事しています。

林業においては、木材輸入の増加による国産材価格の低迷や、林業労働力の減少・高齢化に伴う労働賃金の高騰等が影響し、森林の更新が停滞していました。しかしながら、海外での木材需要の増大、世界的なコンテナ不足に伴う運送コストの増大等の影響、また輸入木材についての不安感が広がったため、国産材の需要が高まり、国産材価格の上昇が見られ、皆伐や再造林が進んできています。

このような状況の中、森林の有する公益的機能の増進等を踏まえ、森林の更新を促進し、また森林に対する住民の意識・価値観の多様化に対応することが課題となっています。

■林家の推移

（単位：戸）

年次	H12	H17	H22	H27
林家数	1,194	1,174	1,195	1,162
大田原地域	349	352	362	325
過疎地域 計	845	822	833	834
湯津上地域	69	78	79	68
黒羽地域	776	744	754	766

資料：農林業センサス

■木材価格の動向

（単位：円/㎡）

年次	H12	H17	H22	H27
すぎ（中丸太）	17,200	12,400	11,800	12,700
ひのき（中丸太）	40,200	25,500	21,600	17,600

資料：農林業センサス

2) 商工業の振興

①地場産業振興

湯津上地域では、地区全体の 60%を占める優良農地を基盤とした農業が基幹産業であり、米を中心に、梨、アスパラガス、にら、トマト等が特産品として挙げられます。また、酪農が盛んであり、ヨーグルト等の乳製品も製造されています。

黒羽地域では、優良農地が多い川西地区（平場地域）は、米を中心に、梨、いちご等が特産品としてあげられ、畜産も盛んとなっています。また、中山間地域の黒羽・両郷・須賀川地区は、米のほか、トマト、そば、黒羽茶、栃木三鷹とうがらし、鮎の加工品のほか、伝統工芸品である黒羽藍染、八溝材等が特産品としてあげられ

ます。

本市では、自然豊かな環境の元で生産又は加工製造される優れた特産品を広く情報発信することにより、市の知名度向上と産業の振興、地域活性化を目的とした「大田原ブランド認定制度」を実施しています。今後は、販路の拡大や更なる6次産業化を図っていく必要があります。

②企業誘致

本市では、企業誘致条例を制定し、優良企業の誘致活動を進めています。市内の工業団地は、野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地及び品川台工業団地の4箇所があり、積極的な企業誘致を行ってきました。首都圏より 150 km内にあり、自然災害が少なく地震に強い地盤と調和のとれた自然環境、豊富な工業用水などの立地環境を生かし、田園工業都市として発展しています。

品川台工業団地は湯津上地域に位置する工業団地で、誘致企業は 7 社あり、平成 29（2017）年には全区画が完売となりました。また、黒羽地域においても、9社の誘致企業が操業しています。

今後は、産業立地の促進及び市民の雇用機会の拡大を図るため、立地企業の競争力強化に向けた取組への支援と、立地企業が操業しやすい周辺環境の整備を図ることが必要です。

③起業の促進

今般、ICT（情報通信技術）が飛躍的に向上したことにより、イベントに関する情報などを迅速に全国発信することが可能となっています。また、各農家がインターネットを活用し、全国の都市消費者と直接取引をする形態も見受けられ、他方では通信ネットワークを活用した在宅勤務も普及してきました。

本地域においては、すでに多くの地場産品が開発及び生産され、特に、米、にら、トマト、ねぎ、なす、茶、唐辛子、梨、いちご、酒などは、それぞれ知名度があり、市場販売のみならず、ふるさと納税の返礼品としても都市住民に人気があります。

今後も引き続き、都市住民への PR や道の駅等での観光客への売込みを強化することで、さらなる事業拡大が可能な分野と考えられます。

一方、高齢化が著しい中、本地域における若年世代の流出、人口減少を食い止めるためには、新産業の創出や既存産業の高付加価値化を行い、働く場を創出するとともに所得を増加することが不可欠となっています。これまでの取組の成果を踏まえ、既存事業の新たな展開を支援するとともに、若い世代の「移住定住」の動きなどにも着目し、そうした世代の起業を支援する「仕事づくり」の仕組みを整備していく必要があります。

④商業振興

本市の商業は、市道南大通り線沿線に郊外型大規模小売店舗や飲食店の進出が著しく、その一方で大田原地域の中心市街地では、商店経営者の高齢化や後継者不足

などから商業機能の空洞化が進行しています。

このような状況は、過疎地域も同様であり、特に当地域の飲食料小売業、燃料小売業、衣服小売業等は、常時従業員規模が2人以下の零細商店が多く、空き店舗が増加しています。さらに、高齢化により交通弱者が多い本地域では、住民の生活にも影響を及ぼしています。

過疎地域の商業振興のために、商工団体等との更なる連携を図るとともに、経営者相互の連携による魅力ある充実した商業サービスの促進を図る必要があります。

また、通信ネットワークの活用、空き店舗の利活用を促進するなどにより魅力ある商店街の再形成が課題となっています。

3) 情報通信産業の振興

本地域においては、光回線によるインターネットアクセス網の整備により、高速インターネットが利用できる環境が整っています。

今後は、最新技術の情報提供やノウハウの共有を行い、各種産業においてICT（情報通信技術）やIoT（Internet of Things：モノのインターネット）を活用する取組が必要となっています。

4) 観光の振興

本地域は、山や川などの豊かな自然に恵まれ、四季折々の様々な風景を堪能できる「水と緑の拠点」と市総合計画で位置づけられており、また歴史的建造物や史跡、伝統を受け継ぐ催事も多数開催されています。

湯津上地域は、笠石神社に祭られている国宝「那須国造碑」や日本一美しいとされる「下侍塚古墳」など多くの史跡が残っていることから、「歴史と古墳の里ゆづかみ」と称されています。また、日本でも珍しい淡水魚の水族館「なかがわ水遊園」や自然に囲まれた滞在型施設「那須スポーツパーク」などのレクリエーション施設も整備されています。

黒羽地域は、俳聖松尾芭蕉が、奥の細道を旅した際に最も長く滞在したことから、「芭蕉の里くろばね」と称されています。黒羽城址公園周辺や雲巖寺などには句碑が残り、記録や資料を展示している「芭蕉の館」も整備されています。さらに、この地域には、清流那珂川の風物詩「観光やな」、日帰り温泉「五峰の湯」、富士山や田園風景等を楽しむことができる「御亭山（こてやさん）」などの観光・レクリエーション施設も多数存在します。

今後は、観光案内がある道の駅「那須与一の郷」や市観光協会と連携し、自然を生かした多くの観光資源やレクリエーション施設等のネットワークを強化し、合わせて地域の特産品を生かした味覚体験、自然体験、農業体験などの周遊プログラムの開発等により満足度アップとリピーターの増加に努める必要があります。

(2) その対策

1) 農林業の振興

①農業

- 中山間地域直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業を活用することにより農地の荒廃を防止するとともに、生産コストの軽減及び維持管理が容易となるよう、農業水利施設・農道などの農業生産基盤の整備、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）を活用したスマート農業を推進します。
- 人・農地プランの話し合いを通して、将来の地域における農業の在り方を明確化し、新たな担い手（中心経営体）を育成しながら、農地の集積・集約化を進めます。
- 地域の実情の応じた先端技術及び機械の導入を推進することにより、農産物の高品質化を図るとともに、生産性の高い農業経営基盤を確立します。
- 新たな特産品の開発や高付加価値化を促進し、観光関連産業との連携により体験農園、観光農園等を通して都市交流を図ります。
- 畜産業については、畜産環境整備を図り、また乳製品などの付加価値を高め、良質な肉用牛の生産向上を目指します。
- 有害鳥獣被害を防ぐため、市鳥獣被害対策実施隊や猟友会の捕獲体制の強化を図るとともに、担い手を育成し、防護柵設置等の被害防止対策を進めます。

②林業

- 森林整備の充実のために、人工林の間伐主体から皆伐の本格導入による循環型林業を推進するとともに、林道整備の推進や林業の担い手の育成、森林施業の集約化などにより、低コスト林業の基盤づくりを進めます。
- 地域住民や森林ボランティアによる森林整備活動の支援を継続的に実施します。
- 地元木材の需要拡大に努めるとともに、木材品質の向上を進め、産材の安定供給と利用拡大を図ります。

2) 商工業の振興

①地場産業振興

- 「大田原ブランド認定制度」を活用し、本市の優れた特産品を市内外に広く発信することにより、本市の農産物、特産品及び安全で住みよい環境等を総合的にアピールし、地場産業の振興を図ります。
- 安全・安心な農産物の生産を推奨し、加工品などの商品開発・ブランド化を支援することで、6次産業化の促進を図ります。

②企業誘致

- 企業誘致に当たっては、暮らしやすい生活環境・自然災害が少なく調和のとれた自然環境をPRし、新たな雇用を創出することが必要です。立地企業の操業環境を向上させるため、道路などの周辺環境の整備を推進します。

○操業を中止した工場跡地の利用促進に努めるとともに、企業の動向を把握し、立地支援策の説明・PR や現地説明会等の誘致活動を積極的に行うなど、企業誘致を促進します。

③起業の促進

○活力ある産業の振興を図るためには、企業の中核を担う人材を育成するとともに、新たなビジネスや高度な技術開発に挑戦しようとする人を支援することが必要です。関係団体との連携のもと、創業支援資金等の融資制度の活用を促進し、創業支援の充実を図るとともに、雇用の創出に努めます。

④商業振興

○空き店舗の利活用の促進や商工団体等の連携及び支援強化などにより、商業基盤の安定化・活性化を図ります。

3) 情報通信産業の振興

○本地域の基幹産業である農林業をはじめとした各産業が新たな技術を活用できる環境づくりに努めます。

4) 観光の振興

○本地域の魅力ある地域資源を観光コンテンツとして活用し、国内外からの誘客を推進する取組を強化するとともに、八溝山周辺地域定住自立圏及び那須地域定住自立圏構成市町の連携により、市の枠を越えた観光プログラムの開発と観光情報の発信を目指します。

○農林商工業とも連携し、移住定住にもつながるグリーン・ツーリズムの推進を図るほか、中山間地域に残る美しい風景や懐かしい木造校舎をフィルムコミッションに登録し、地域間交流促進や交流人口の拡大を図ることで、観光産業の強化に努めます。

(3) 計画

■事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 農 業	農地耕作条件改善事業 ・揚水機・電気設備更新工事 （湯津上東堀地区） ・ポンプ・パイプライン新設工事 （佐良土上の台地区） ・排水路工事（巻川7地区） ・排水路工事（片府田4地区） ・取水堰改修工事（片田2地区） ・河川法面補修工事（両郷河原地区） ・用水路設置工事（両郷地区） ・用水路設置工事（川西第3地区） ・用水路設置工事（川西西部4地区） ・用水路設置工事（川田3地区） ・取水堰改修工事（巻川8地区） ・揚水機場整備（湯津上南部3地区） ・揚水機場整備（片府田5地区） ・用水路設置工事（川西第1地区） ・取水堰改修工事（北滝地区）	市	
		県単独農業農村整備事業 ・ポンプ新設工事（品川地区） ・排水路工事（佐良土東堀地区） ・排水路工事（湯津上中の原地区） ・ポンプ更新工事（片府田地区）	市	
		佐良土東堀地区圃場整備事業	県・市	
	(9)観光又はレク リエーション	レストラン牧場 改修事業	市	
		水遊園直売所 改修事業	市	
		五峰の湯 改修事業	市	
		やすらぎの湯 改修事業	市	
		公園改修事業	市	

	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第 1 次産業	県単独農業農村整備事業費補助金 [事業内容] 土地改良区等が行う農業生産基盤整備や地域資源保全に係る整備等に対して交付する補助金 [事業の必要性] 農業農村の持続的な発展を図るため。 [事業の効果] 農村環境、農業用施設管理、地域資源保全に係る整備等を支援することにより、農業農村の活性化が図られる。	市	
		組織育成対策費補助金 [事業内容] 農業者で組織する団体の健全な運営のために交付する補助金 [事業の必要性] 園芸産地の育成及び園芸生産を行う組織の生産体制の強化を図るため。 [事業効果] 園芸生産を行う組織の生産体制の強化を支援することにより、過疎地域における園芸の振興につながる。	市	
		園芸拡大支援事業費補助金 [事業内容] 園芸用パイプハウス整備事業に対して交付する補助金 [事業の必要性] 園芸の振興を図るため。 [事業効果] 新たな産地づくりに向けた取組を支援することにより、過疎地域の園芸作物の生産拡大につながる。	市	
		中山間密着作物振興事業費補助金 [事業内容] 種子・苗代の購入費用等の一部補助 [事業の必要性] 地域農業資源を有効に生かし、生産・加工・販売を通じた地域活性化を図るため。 [事業効果] 中山間地域において地域活性化が図られるとともに、農地の有効活用による耕作放棄の防止につながる。	市	

		畜産担い手育成総合整備事業費補助金 [事業内容] 飼料畑や草地の整備造成、畜産施設等の整備に係る事業費の補助 [事業の必要性] 効率的で安定的な畜産経営体を育成するため。 [事業効果] 飼料基盤の造成・整備、農業用施設整備等を行うことにより、畜産主産地の形成が図られる。	市	
		中山間地域等直接支払事業 [事業内容] 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために支援を行う。 [事業の必要性] 耕作放棄地の発生防止及び多面的機能の確保のため。 [事業効果] 中山間地域の農業生産の維持・発展や地域活性化につながる。	市	
		環境保全型農業直接支援対策事業 [事業内容] 環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して補助金を交付する。 [事業の必要性] 環境保全を重視した農業生産への転換を促進するため。 [事業効果] 環境保全型農業が推進されることにより、地球温暖化防止や生物多様性保全につながる。	市	
		多面的機能支払交付金事業 [事業内容] 地域ぐるみの共同活動・向上活動に対する指導・助言及び交付金の交付を行う。 [事業の必要性] 農業・農村の有する多面的機能の維持・増進を図るため。 [事業効果] 農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上につながる。	市	

	森林山村多面的機能発揮対策事業 [事業内容] 地域住民等による森林の手入れ等の共同活動への支援を行う。 [事業の必要性] 適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を図るため。 [事業効果] 里山林景観を維持・保全するための活動を支援することにより、森林の有する多面的機能の発揮につながる。	市	
	有害鳥獣被害対策事業 [事業内容] 野生鳥獣による農作物への被害対策としての防除、駆除活動及び支援を行う。 [事業の必要性] 野生鳥獣による農作物への被害対策のため。 [事業効果] 有害鳥獣捕獲や農地への防護柵設置により、農作物被害の減少につながる。	市	
	農業経営継承・発展支援事業費補助金 [事業内容] 地域農業の担い手から経営を継承した後継者による経営発展に向けた取組を支援する補助金 [事業の必要性] 将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため。 [事業効果] 農業担い手の確保及び農業経営の発展につながる。	市	
	新規就農支援事業 [事業内容] 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。 [事業の必要性] 新規就農者に対する地域のサポート体制の充実強化を図るため。 [事業効果] 新規就農者の早期の自立と経営発展につながる。	市	

		湯津上土地改良区補助金 [事業内容] 土地改良区に交付する補助金 [事業の必要性] 土地改良区の円滑な運営のため。 [事業効果] 農地や農道の整備、農業用水利施設の維持管理等が適切に実施される。	市	
		黒羽土地改良区補助金 [事業内容] 土地改良区に交付する補助金 [事業の必要性] 土地改良区の円滑な運営のため。	市	
	商工業・6次産業化	[事業効果] 農地や農道の整備、農業用水利施設の維持管理等が適切に実施される。		
		湯津上商工会補助金 [事業内容] 商工会に交付する補助金 [事業の必要性] 商工会の円滑な運営のため。 [事業効果] 商工業の振興及び活性化につながる。	市	
		黒羽商工会補助金 [事業内容] 商工会に交付する補助金 [事業の必要性] 商工会の円滑な運営のため。 [事業効果] 商工業の振興及び活性化につながる。	市	
		起業再出発支援事業補助金 [事業内容] 新たに空き店舗に出店する方等を支援するため交付する補助金 [事業の必要性] 中小企業者及び小規模企業者の振興を図るため。 [事業効果] 新たな店舗の出店により、商業の活性化及び地域の振興につながる。	市	

	観 光	ポップ農園管理事業 [事業内容] 農園の管理運営を行う。 [事業の必要性] 交流人口及び関係人口の増加を図るため。 [事業効果] 利用者の利便性及び満足度の向上を図ることにより、交流人口及び関係人口の増加につながる。	市	
		若杉山荘管理事業 [事業内容] 施設の管理運営を指定管理者に委託する。 [事業の必要性] 交流人口及び関係人口の増加を図るため。	市	
		[事業効果] 利用者の利便性及び満足度の向上を図ることにより、交流人口及び関係人口の増加につながる。		
	企業誘致	大田原市企業誘致条例に基づく奨励金 [事業内容] 市内に事業所を新設、又は増設する事業者に対して交付する奨励金 [事業の必要性] 市内への企業立地を促進するため。 [事業効果] 新たな企業の立地により、産業の振興が図られる。	市	
	その他	地籍調査事業 [事業内容] 一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測定を行う。 [事業の必要性] 境界トラブルの防止や災害復旧の迅速化のため。 [事業効果] 地図が明確になることにより、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、他事業の円滑化、災害復旧の迅速化など、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境が整備される。	市	
	(11)その他	黒羽城址公園周辺整備事業	市	

		大野放牧場草地整備事業	市	
--	--	-------------	---	--

(4) 産業振興促進事項

1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
湯津上地域全域 黒羽地域全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3(2021)年4月1日～ 令和8(2026)年3月31日	

2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

各分野における「(2) その対策」及び「(3) 計画」のほか、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく税制優遇措置の活用推進及び周辺市町との連携に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【公共施設等総合管理計画要旨】

○レクリエーション施設・観光施設

レクリエーション・観光・温泉施設は、利用者の安全を考慮し、適宜対応する必要があります。

一方、利用者数の少ない施設については、利用されていない原因を調査し、施設本体に起因している場合は、今後のあり方について検討していきます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

インターネットなど ICT（情報通信技術）とその利用環境は、世界中で日々進歩しています。スマートフォンやタブレット端末など情報機器の発達・普及とともに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などコミュニケーション手段も多様化し、社会・経済活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。

ICT は、生活に欠かせないものとなっており、マイナンバー制度の運用開始など、市民生活に関わる ICT 環境は、今後も変化していくことが予想され、こうした社会環境の変化に迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

一方、情報通信機器の使い方や活用において、若者と高齢者の世代間格差、プライバシーや情報セキュリティの確保などの課題が発生しています。

本市においても、都市部からの移住・定住促進に向けたプロモーションや学校教育における校務・授業、市政や災害などに関する市民への情報提供等において ICT を活用し、市民サービスの向上や自治体経営の効率化に繋げていきます。その際、個人情報の保護には十分留意することが求められています。

(2) その対策

本市においては、情報化施策を展開するうえで必要となる市有施設間の高速通信網や Wi-Fi 等の環境整備を進めてきました。また、地域の情報格差の解消のため、移動通信用鉄塔施設の整備や光回線によるインターネットアクセス網の整備等も進め、それらを有効に活用し、市民サービスの向上や地域の活性化の推進に取り組んできたところです。

今後も、ICT を更に有効活用して、市民にとって必要な情報発信の強化及びインターネット利活用促進による市民サービスの向上を図ります。

(3) 計画

■事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域における情報化	(3) その他	地域イントラネット事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

1) 道路の整備

本市は、南北方向に国道 4 号・国道 294 号、東西方向に国道 400 号・国道 461 号がそれぞれ幹線軸を形成し、さらに市街地から近隣の市町に延びる主要地方道などによって、良好な交通ネットワークが形成されています。

湯津上地域は、南北に国道 294 号及び 400 号、東西に県道蛭畑須佐木線が整備され、それらの広域幹線道路を中心とした道路網が形成されています。

黒羽地域は、南北に国道 294 号、東西に国道 461 号が整備されています。

これらの主要幹線道路と市内各地を結ぶ道路の整備や都市交通網のアクセス強化と快適性の向上を図る必要があります。

さらに、農村部や山間地においては、生活道路の整備が依然立ち遅れているため、早急な対策が必要です。特に、観光資源の活用や経済流通発展のため、八溝地域における栃木県東部を縦貫する高規格道路の整備促進に向けた取組が必要です。

橋りょうについては、老朽化した橋りょうの適正な維持管理のため、長寿命化計画を平成 22 (2010) 年度に策定し、平成 26 年 (2014) 年度から橋りょうの点検を継続して実施しています。

2) 農道・林道の整備

農道は、農産物を安全に効率的に集出荷できる物流体制の充実及び農村地域住民のくらしの向上のために各種基盤整備とともに整備が進められてきました。しかし、過去の農業生産基盤整備事業によって整備をした施設の老朽化が進んでおり、その対応が必要となっています。

また、森林面積が 4 割を占める本市では、林産物の搬出や森林整備促進のために林道整備を進めてきました。民有林内における林道開設距離である林道密度は栃木県平均 6.63m/ha に対して本市は 4.49m/ha となっており、効率的な木材搬出や山林の手入れのためには、今後も林道路網整備について計画的に推進していく必要があります。

3) 生活交通の確保

地域公共交通は、通勤・通学・買い物・通院といった「くらしの足」を支えるとともに、趣味や余暇のための「おでかけの足」を満たし、生活の質を高め、地域住民の活動や人口交流を活発化させる役割を持っています。

本市は自家用車の利用が多く、公共交通の利用が極めて少ない状況となっています。しかし、運転免許を持たない学生や高齢者などにとって「くらしの足」としての公共交通は必要不可欠であり、観光地や商業施設への「おでかけの足」としての利用も考慮したバス路線づくりを行っています。「民間路線バス」と「市営バス」の競合解消のほか大幅な路線編成をし、大田原地域の一部や過疎地域ではデマンド交通を導入するなど、本市の地域公共交通を維持しています。

デマンド交通は、運行区域を拡大し、高齢者の通院や買い物だけでなく、学生の通学や学童保育施設の送迎など地域住民に必要な交通手段となっています。

今後は、持続可能な交通手段として確立するため、更なる利用促進を図る必要があります。

(2) その対策

1) 道路の整備

○過疎地域から主要施設へのアクセス向上のため、幹線道路の整備を促進するとともに、八溝地域における栃木県東部を縦貫する高規格道路整備を始めとした、国道県道整備の要望活動等を近隣市町と連携して行います。

○市民が日常利用する生活道路の整備及び維持補修を推進します。

○道路里親制度の充実や愛ロードとちぎ実施団体との連携により、道路環境美化活動を推進することで、安全で快適な道路環境の保全に努めます。

○橋りょうの長寿命化計画に基づき、橋りょうの健全度の点検を実施し計画的な修繕に努めることで、橋りょうの長寿命化を図ります。

2) 農道・林道の整備

○農道・林道については、農業・林業の生産性の向上、適正な管理及び地域の生活環境の向上に向けて必要な用地を確保し、計画的な整備を進めます。

○地域の営農形態や土地利用計画に合わせた圃場整備を推進するとともに、農道や農業用排水路の整備促進を図ることで、農地・農業用水等の自然の保全と質的向上に努めます。

○農業用施設の適切な補修を支援するなど施設の長寿命化対策を推進します。

○地域に健全な森林を提供するとともに、災害発生時等に速やかに対応できるよう計画的な林道整備を推進します。

○路網整備に当たっては、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や森林作業道から搬出された木材をトラック等に積み込むための土場の確保により、林内からの木材搬出や大型車両による輸送効率を高め、低コスト林業を促進します。

3) 生活交通の確保

○地域公共交通計画に基づき、行政サービスを低下させずに運行経費の削減に向けた対策に取り組むことで、市民がより利用しやすく将来的にも持続可能な公共交通体系の構築に努めます。

○デマンド交通など地域の特性に応じた交通モードを検討・設定し、路線バスとデマンド交通のバランスのとれた公共交通体系の構築に努めます。

(3) 計画

■事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市 道 道 路	旧東野鉄道線交差点改良工事	市	
		大豆田品川線改良及び舗装修繕工事	市	
		宇田川佐良土線改良工事	市	
		狹原石田線改良工事	市	
		川田 7 号線改良工事	市	
		須賀川 1 号線改良工事	市	
		南金丸桧木沢線改良及び舗装修繕工事	市	
		羽田黒羽向町線改良工事	市	
		旧東野鉄道線舗装修繕工事	市	
		西崖線舗装修繕工事	市	
		鹿畑品川線道路改良工事	市	
		雨水排水対策工事（川西地区）	市	
	橋りょう	市場橋補修工事（須賀川 19 号線）	市	
		清水橋補修工事（須賀川 21 号線）	市	
		上河原橋補修工事（須賀川 34 号線）	市	
		大杉橋補修工事（北野上 17 号線）	市	
		引橋補修工事（北野上 5 号線）	市	
		堂川橋補修工事（黒羽向町 17 号線）	市	
	(2)農 道	二輪地区舗装工事	市	
		農道整備事業	市	
	(3)林 道	林道維持管理事業	市	
	(6)自動車等 自動車	市営バス車両購入	市	

	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	市営バス運行事業 [事業内容] 市内事業者に運行業務を委託し、市営バスとして運行する。 [事業の必要性] バス路線の安定的な運行を確保するため。 [事業効果] 交通弱者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資する。	市	
		地域公共交通活性化事業 [事業内容] 市民の日常生活に必要な公共交通事業を実施する事業者に対し補助金を交付する。 [事業の必要性] バス路線の安定的な運行を確保するため。 [事業効果] 交通弱者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資する。	市	
	交通施設維持	林道橋りょう点検事業 [事業内容] 林道橋りょうの定期点検 [事業の必要性] 林道橋りょうの安全確保のため。 [事業効果] 従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えへの転換を図ることにより、将来にわたり安全な通行を確保することができる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【公共施設等総合管理計画要旨】

○道路

道路は、定期的な点検・診断等を行っていく必要がある一方で、今後の更新にあたっては多額の費用負担が見込まれるため、交通量や市道の配置状況等も含めた検討が

必要となっています。

○橋りょう

橋りょうは、長寿命化や修繕・架替えに要する費用の縮減を実現するため、小規模な予防的修繕を計画的に実施し、更新費用の縮減を図った、より効果的な対策を実施します。

○農道・林道・林道橋りょう

農道・林道・林道橋りょうは、定期的な点検・診断等を行う必要がある一方、今後の更新に当たっては多額の費用負担が見込まれるため、整備については必要性を吟味し、また、既存の農道等についても、利用状況や配置状況等も踏まえ、維持・修繕や今後の方針を検討していきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

1) 上下水道の整備

本市では、平成 17（2005）年 10 月の市町村合併時に、上水道が 2 事業、簡易水道が 9 事業と計 11 事業もの水道事業が混在していたため、これまで複数の水道施設や複雑な施設系統の再編成と効率化を進めてきました。将来にわたり安全な水を安定供給できる体制を構築して水道事業の運営を行っており、上水道普及率は市全体で 94.6%、過疎地域では 84.8%となっています。本市水道事業では、水源地・浄水場・配水池・調整池及び増圧場など、数多くの水道施設を保有し、維持管理していますが、老朽化が進んでいる施設も多くあるため、「大田原市水道事業ビジョン」に基づき、計画的な施設の更新・修繕を進める必要があります。

下水道の整備については、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業での整備を進めてきており、計画どおりに進んでいますが、下水道整備の完了した施設の有効活用のため、更に水洗化率向上を図ることが必要です。農業集落排水事業については施設整備が完了しており、今後は下水道との統廃合の時期を考慮し、機能保全対策と適正な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めることが必要です。また、生活排水の処理及び公衆衛生向上の促進を図るため、下水道事業及び農業集落排水事業以外の区域では、浄化槽整備の推進が必要です。

2) 廃棄物の処理

本市では、平成 27（2015）年度に「第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、循環型社会形成実現のための 3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Recycle：再生利用）を推進しています。特にごみ減量化と資源化の取組として、まずは 2R（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用）の徹底を図るため、令和 7（2027）年度の目標一人 1 日当たりのごみ排出量 833g/人・日、ごみ資源化率 18.5%の達成を目指し、4 種 17 分別の啓発及び指導を強化する必要があります。

3) 消防・防災体制の整備

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災において、本市は最大震度 6 強の激震にみまわれ、一般家屋や家財、ライフライン等に過去に例を見ないほどの被害を受けました。また、近年、数十年に一度と言われる大雨が日本の各地で発生するようになっていきます。本市においても、令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、蛇尾川堤防の決壊や浸水等の被害を受けました。市民一人ひとりの防災意識の高揚に努めるとともに、国や関係機関と連携を図り、持続可能な防災・危機管理体制を強化していくことが必要です。

令和元年度末の自主防災組織数は 169 自治会のうち 123 自治会（大田原地区 73 自治会、湯津上地区 5 自治会、黒羽地区 45 自治会）で組織化されていますが、今後は市内全自治会での組織化が必要です。また、災害時において地域の方へより細やかな情報伝達を行うため、令和 3（2021）年 4 月から防災行政無線システム

の運用を開始しましたが、高齢者や障害者など避難支援が必要な避難行動要支援者に対しては、互助・共助による避難支援体制の整備を図ることが必要です。

さらに、常備消防の充実を図るとともに、消防団員の確保や消防団の充実を図り、火災及び災害に備えることが必要です。

4) 住宅の整備

近年、価値観やライフスタイルの多様化、高齢化の進展などにより、快適な住宅づくりやゆとりある住環境の整備が求められています。子育てをする夫婦が働きながら安心して子育てができ、高齢者も安心して老後を家族とともに過ごせるなど、子どもから高齢者まで、多世代家族が支えあって暮らせるような住環境整備が必要です。

市営住宅及び市有住宅は市内に政策空家を含めて 12 団地 762 戸ありますが、そのうち 5 団地 134 戸が黒羽地域にあります。これらについては、長寿命化計画に基づき安全で安心して住むことができるよう計画的な改修整備を行っています。

今後は社会経済状況や将来の需要を勘案し、民間ストックの活用や新たな整備の可能性などを含め、入居者にとって便利で快適なものとなるように供給方法について検討することも必要です。

また、少子高齢化による地域の人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、空家等が年々増加しています。本市の空家等は、全地域に広く分布していますが、大田原地区や黒羽地区の中心部に多く分布が見られます。こうした空家等の中には、適切な管理が行われていないものもあり、防災・衛生・環境などの面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているため、適切な対応が求められています。

(2) その対策

1) 上下水道の整備

○上水道施設等の適切な維持管理や耐震化など災害対策の強化を図りながら、耐用年数の経過した老朽管や、漏水が頻発する管路の更新を進めるとともに、水源の確保と保全により安全な水の安定供給に努めます。

○現状の管路の範囲内で自家用飲用井戸から上水道への切替促進により、普及率の向上を図ります。

○市民が安全で快適な生活が送れるよう、生活排水処理構想に基づき、効率的な下水道整備事業の推進に努め、早期完成を目指します。

○すでに整備の完了した下水道施設の有効活用のため、下水道の普及啓発や下水道接続負担助成の活用により、水洗化を促進します。

○下水道施設の総合的な地震対策を推進するとともに、下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

○老朽化した農業集落排水施設の適正な維持管理を行うとともに、隣接する公共下水道への統廃合に向けた調査検討を進めます。

2) 廃棄物の処理

- 循環型社会の確立に向け、「大田原市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて継続的かつ効率的にごみの発生を抑制し、減量化を推進するとともに、資源の再利用の促進を図ります。
- 今後も継続した不法投棄の監視や環境負荷低減の意識啓発、地域ボランティアによる清掃活動等を行い、ごみを捨てにくい環境づくりを推進します。
- 地域が主体となったごみステーションの適正な維持管理を促進し、ごみ収集体制の効率化や広域的な処理施設の運営を進め、廃棄物の適正処理を推進します。

3) 消防・防災体制の整備

- 市民の防災意識の高揚を図り、災害に対する自助・互助・共助を啓発するとともに、市内全自治会での自主防災組織の組織化を推進します。
- 情報伝達設備の充実と情報伝達体制の整備を図るとともに、物資や資機材等の計画的な備蓄に努めます。
- 消防力の充実強化のため、消防団員の確保と教育訓練に努め、消防団の充実・強化を図るとともに、消防施設や装備の充実を図ります。
- 地域防災計画を適宜見直し、総合的な防災体制の整備に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4) 住宅の整備

- 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らし、高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現のため、建築指導の推進、住宅の耐震診断や改修の啓発・支援により、安全で安心な住環境の整備に努めます。
- 市営住宅及び市有住宅については、長期的な維持管理を実現する「市営住宅等長寿命化計画」に基づく適切な維持管理を推進するとともに、計画的な修繕・改修等に努めます。
- 「大田原市空家等対策計画」に基づき、管理不全の空家等の適正管理を推進するとともに、空家等情報バンク制度の活用を推進し、市内に所在する空家等の有効活用の推進を図ります。

(3) 計画

■事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	狭原浄水場耐震補強工事	市	
		湯津上低区配水池耐震補強工事	市	
		両郷配水池耐震補強工事	市	
		片田配水池耐震補強工事	市	
		須賀川配水池耐震補強工事	市	
		桧沢浄水場補修工事	市	
		桧沢配水池耐震補強工事	市	
		川田配水池補修工事	市	
		配水管更新工事	市	
	(5)消防施設	消防防災施設整備事業	市	
	(6)公営住宅	市営住宅等長寿命化事業	市	
	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 環 境	可燃物・不燃物等収集運搬事業 [事業内容] 適正かつ効率的な一般廃棄物収集運搬 の実施 [事業の必要性] ごみの減量化を図るため。 [事業効果] 市民から排出される一般廃棄物を的確 かつ合理的に収集・運搬することで、 ごみ処理量の減量化が図られ、地域の 生活環境の改善につながる。	市	
	防災・防犯	女性防火クラブ補助金 [事業内容] 火災予防の知識習得、地域全体の防火 意識の高揚などを目的に地域で活動す る女性防火クラブへ交付する補助金 [事業の必要性] 女性防火クラブの育成強化を促進する ため。 [事業効果] 地域の防火・防災意識の高揚と自主防 災活動の活性化につながる。	市	

		自主防災組織活動費補助事業 [事業内容] 自主防災組織の活動費補助 [事業の必要性] 地域防災力の向上を図るため。 [事業効果] 地域防災活動を推進することで、地域住民の防災力の向上につながる。	市	
	(8) その他	防犯灯再 LED 化事業	市	
		防犯パトロール事業	市	
		湯津上地域防災拠点整備事業	市	
		黒羽地域防災拠点整備事業	市	
		公衆便所改修事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【公共施設等総合管理計画要旨】

○上水道

水道施設は、適正な維持管理・修繕・更新等を実施し、更新と合わせて施設の耐震化を進め、災害に強い強靱な施設の構築に努めます。

○消防施設

消防施設は、市民の安全・安心に不可欠な施設であるため、計画的な点検・改修・更新を行い、老朽化対策を進めます。

○公営住宅

公営住宅は、長寿命化計画に基づき安全・安心に住めるよう、市営住宅建築物定期点検を行い、計画的な改修・整備を行います。

○公衆便所

公衆便所は、劣化が顕在化している建物を優先的に対応し、一部についてはこれまでの利用状況も踏まえて廃止とします。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

1) 子育て環境の確保

少子化・核家族化が進行する中で育ってきた世代が親となり、地域社会のつながりが希薄化している現在において、子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や、子育てに関する不安や孤立感を抱えている親に対する親子交流の場の提供と相談に対する支援体制の充実が求められています。

子育て世帯への経済的支援の取組として、妊産婦医療費や不妊治療に対する助成をはじめ、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成等による支援、及び学校給食費の一部補助による支援を行っています。

保育環境の整備については、公立保育園の民営化と移設の際の定員増、小規模保育事業所の整備及び幼稚園の認定こども園への移行による保育基盤の整備を進めてきました。今後は、少子高齢化が進む中での女性の社会進出や、核家族化の進行による将来的な保育需要を把握し、適正な供給調整を行うことが必要です。

また、家族、就労形態の多様化等による留守家庭児童の増加により、子どもたちが安全で快適に過ごせる放課後の居場所を確保することがますます重要になっています。

2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市において、高齢者人口は増加傾向で推移しており、令和 27（2045）年の推計では、高齢化率が 37.9%と見込まれています。特に過疎地域における高齢化率は 45.5%と見込まれています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進によって、高齢者への切れ目ない支援が提供できる体制づくりが必要です。

また、高齢者の社会参加については、多様なライフスタイルやニーズに応じ、介護予防拠点施設等を活用しながら様々な社会参加の重要性を普及・啓発することが必要です。

さらに、高齢者だけでなく、地域に暮らすすべての住民がそれぞれの役割を持って活躍できる「生涯活躍のまち」の取組を「地域共生社会」の実現につなげることが必要です。

(2) その対策

1) 子育て環境の確保

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進し、周産期医療と小児医療の充実及び児童虐待の発生予防・早期発見に努めます。

○保育環境や子育て施設の充実を図り、健やかに子どもが育つ子育て環境づくり

を推進します。

- 子育て家庭を支援、保育サービス事業の充実、放課後児童の安全・安心な居場所の確保に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発など子育てと仕事の両立支援に努めます。

2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 心豊かな健康長寿社会の実現のため、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生きがいと誇りを持ち、自立した生活を送ることができるよう、地域において高齢者を支えあう体制づくりを推進するとともに、安心生活見守り事業における見守り組織の活動を支援します。
- 就業機会の拡大や社会活動への参加などを促進し、高齢者の社会参加を支援するとともに、高齢者の健康寿命を延ばすための支援を推進します。
- 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が確保される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。
- 高齢になっても元気で生き生きと生活できる「生涯活躍のまちづくり」を推進することで、共に支え合う地域づくりの醸成を図ります。
- 障害者に対する正しい理解と認識を深め、安心して暮らせる環境づくりに努めるとともに、障害に配慮した情報の提供と相談体制の仕組みを整えます。

(3) 計画

■事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	すさぎ保育園改修事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	ほほえみセンター改修事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童クラブ運営事業 [事業内容] 公設民営学童保育館に対し委託事業としての委託料を、民設民営学童保育館に対しては運営費補助を行う。 [事業の必要性] 児童の放課後における安全面を確保するため。	市	

		[事業効果] 放課後児童の健全な育成を図るとともに、保護者の負担軽減につながる。		
		学童保育移送バス運行事業 [事業内容] 小学校から学童保育館までの送迎バスを運行する。 [事業の必要性] 児童の放課後における安全面を確保するため。 [事業効果] 放課後児童の安全を確保するとともに、保護者の負担軽減につながる。	市	
	高齢者・障害者福祉	安心生活見守り事業 [事業内容] 日常的な家族の支援を受けることができないひとり暮らし等による高齢者及び障害者の見守りや生活支援活動を行う。 [事業の必要性] 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」の実現のため。 [事業効果] 高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心した生活を安定的・継続的に送ることができる社会の実現につながる。	市	
		外出支援事業 [事業内容] 一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移送用車両により自宅から医療機関等までの通院などの交通の便を確保する。 [事業の必要性] 要援護高齢者等の保健・福祉の向上を図るため。 [事業効果] 在宅の高齢者等に対し、通院等に必要交通の便を確保することにより、自立した生活の継続を可能にし、福祉の向上を図ることができる。	市	
		緊急通報装置貸与事業 [事業内容] ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与する。	市	

		〔事業の必要性〕 急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため。 〔事業効果〕 ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯が安心した生活を送れるようになるとともに、福祉の増進が図られる。		
		敬老祝金支給事業 〔事業の内容〕 本市に居住する高齢者に対して敬老祝金を贈る。 〔事業の必要性〕 福祉の増進を図るため。 〔事業の効果〕 長寿を祝福し、敬老の意を表することで福祉の増進が図られる。	市	
	その他	子宝祝金支給事業 〔事業の内容〕 養育する児童のうち第3子以降の児童一人につき5万円を支給する。 〔事業の必要性〕 家庭における生活の安定に寄与するため。 〔事業の効果〕 次代を担う出生児を祝福し、そのすこやかな成長を支援することにより、児童福祉の向上が図られる。	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【公共施設等総合管理計画要旨】

○保育園

保育園は、利用者の安全確保を重視し、改修に当たっては地域の拠点施設としての役割を考慮した上で、今後の人口動態や幼少人口を見据え、周辺の公共施設との連携も検討し、施設の改善を図ります。

○高齢福祉施設

高齢福祉施設は、定期的な修繕を実施し、今後の建替え等については、利用者の推移なども踏まえ、民間活用や近隣施設との複合化など多角的に検討します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

市内には 65 の医療機関（病院 3、診療所 36、歯科診療所 26）があります。また、祝日と日曜の突発的なけがや病気に対応するため、那須郡市医師会大田原地区医師会の協力のもと休日在宅当番医により、初期救急の医療体制を確保しています。

過疎地域には 13 の医療機関（診療所 7、歯科診療所 6）がありますが、中山間地域においては、無医地区及び無医地区に準ずる地区が 4 地区あり、地域住民は身近で医療サービスを受けにくい状況となっています。医療供給体制の充実を図り、安心して良質な医療サービスを確保するためには、地域の診療所や病院、医師会などとの連携・支援が必要です。

(2) その対策

○市民が身近なところで安心して良質な医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実に努めます。

○地域の診療所や病院、医師会等との連携体制の充実を図るとともに、近隣市町との連携により、広域的な救急体制の充実に努めます。

(3) 計画

■事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	休日在宅当番医補助金 [事業内容] 休日等の昼間に診療を行う当番医に交付する補助金 [事業の必要性] 地域医療体制の充実を図るため。 [事業効果] 地域の救急医療体制を確保することで、市民が安心して暮らせる社会の実現につながる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

1) 学校教育

ICT（情報通信技術）の急速な進展やグローバル化、価値観の多様化など社会のめまぐるしい変化は、子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響をもたらしています。また家族のあり方の変化、地域とのつながりの希薄化から、従来、生活の中で身につけていた力が十分には醸成されにくい状況を生み出しています。このため、学校教育では、家庭や地域と連携した取組を意図的・計画的に位置づけるとともに、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想により整備した学習用情報端末を活用しながら、確かな学力、高い規範意識、健やかな心と体の育成を柱とした、生きる力の育成に取り組むことが、一層重要となっています。

また、家族のあり方の変化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、幼児とその家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。そのような中で、本市では幼児期の教育から義務教育へのスムーズな移行が図れるよう、幼稚園・保育園等と小学校の連携を図るための幼保小連絡協議会を設置し、各種事業に取り組んでいます。

学校施設については、長寿命化を図るため、老朽化した施設・設備の計画的改修を行うことが必要です。

2) 生涯学習

すべての市民が生涯にわたって生き生きと充実した生活を送り、活躍するためには、市民のライフステージに応じた学習機会と多様な学習の場の充実を図ることが必要です。

また、生涯学習によるまちづくり活動への支援に加え、学びたい人と学びの成果を生かしたい人をコーディネートする体制づくりや、コーディネーターの育成・活用を図るなど、学んだ成果を生かし地域社会とつながる体制づくりにより、生涯にわたり活躍できる社会の実現を目指した取組を進めることが必要です。

さらに、本市の将来を担う青少年の健全育成について、家庭・学校・職場・地域が一体となり連携・協力して取り組み、青少年が社会に適應できる力を育むとともに、未来に希望の持てる社会環境を整えることが必要です。

(2) その対策

1) 学校教育

○少子高齢化やグローバル化など変化の著しい現代社会において、社会に適應できる生きる力を一人ひとりが身につけられるよう、確かな学力、高い規範意識、健やかな心と体の育成を柱とする、小中一貫した学校教育を推進します。

○児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、学習の効果を高めるため、ICT（情報通信技術）を効果的に活用した教育を推進します。

○不登校やいじめ、発達障害等について、児童生徒への指導体制の充実を図り、きめ細かな支援に努めます。

○教育内容の多様化に対応した学習環境の整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理及び老朽施設等の計画的改修を進めることで、施設の安全性の確保を図り、長寿命化を進めます。

○コミュニティ・スクールを基盤とした、地域と一体となり児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」を一層推進していきます。

2) 生涯学習

○市民一人ひとりが、多様な個性と能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていける生涯学習社会の形成を推進するとともに、だれもが生きがいを持ち、学んだ成果を地域社会に還元、貢献できる喜びと自己有用感を実感できる人づくり・地域づくりを推進します。

○若い力を育て、若者が未来に希望の持てる社会づくりを目指した地域活動を市民とともに推進します。

(3) 計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校 舎	湯津上中学校 管理教室棟照明更新工事	市	
		黒羽小学校外 3 校 教室照明更新工事	市	
		川西小学校 教室棟大規模改修工事	市	
		湯津上地域小中学校 大規模改修工事	市	
		黒羽地域小中学校 大規模改修工事	市	
		小中学校放送機器更新事業	市	
		小中学校特別教室棟空調設備設置事業	市	
		小学校防犯カメラ整備事業	市	
	屋内運動場	黒羽中学校 屋内運動場照明更新工事	市	
		黒羽中学校 屋内運動場空調設備整備工事	市	
		黒羽小学校 屋内運動場大規模改修工事	市	
		湯津上地域小中学校 トイレ改修工事	市	
		黒羽地域小中学校 トイレ改修工事	市	
		湯津上中学校 武道館建替え工事	市	

		小中学校放送機器更新事業	市	
	屋外運動場	湯津上中学校 校庭夜間照明更新工事	市	
		湯津上地域小中学校 トイレ改修工事	市	
		黒羽地域小中学校 トイレ改修工事	市	
		小中学校放送機器更新事業	市	
	水泳プール	黒羽中学校 いきいきプール照明更新工事	市	
	給食施設	学校給食センター改修工事	市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	湯津上地区公民館施設改修工事	市	
	集会施設	佐良土多目的交流センター 施設改修事業	市	
	体育施設	黒羽運動公園整備事業	市	
		黒羽体育館改修工事	市	
		川上健康増進センター照明 LED 化事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	スクールバス運行事業 [事業内容] 小中学校における地域の需要に応じた通学バスの運行 [事業の必要性] 遠距離通学となる児童・生徒の通学時の負担軽減と安全確保のため。 [事業効果] 児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進が図られる。	市	

	生涯学習・スポーツ	地区生涯学習推進協議会補助金 [事業内容] 地区生涯学習推進協議会の活動を支援するために交付する補助金 [事業の必要性] 生涯学習の振興を図るため。 [事業効果] 生涯学習を広く一般に啓発し、地域住民の生涯学習に対する意識を高めるとともに、学習活動への参加を促進することで、生涯学習の振興が図られる。	市	
		屋内温水プール管理事業 [事業内容] 施設の管理運営を指定管理者に委託する。 [事業の必要性] スポーツの振興を図るため。 [事業効果] 利用者の利便性及び満足度の向上を図ることにより、交流人口及び関係人口の増加及びスポーツの振興につながる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【公共施設等総合管理計画要旨】

○学校（小学校・中学校）

学校は、児童生徒が日常的に使用する施設であるため、耐震性や安全確保を第一に、耐震補強や経過年数により特に劣化が進んでいる施設を優先的に改修していきます。

また、小学校・中学校の建替えを行う際には、省エネや多様な情報通信技術に対応した次世代型の校舎の検討や周辺施設の機能の複合化の検討も併せて行います。

○スポーツ施設

スポーツ施設は、安全確保を第一に、耐震補強や経過年数により特に劣化が進んでいる施設を優先的に改修し、近隣施設の老朽化に応じて複合化等も検討します。

○その他教育施設（給食センター・学校開放用屋外トイレ）

学校給食センターや学校開放用屋外トイレは、不具合が顕在化した際には早急に対応し、可能な限り長期間使用できるように長寿命化を図ります。

○集会施設（地区公民館・コミュニティセンター）

地区公民館やコミュニティセンターは、今後も継続的に維持管理・修繕を行い長寿命化を図りながら、経過年数以上に劣化が進んでいる建物は優先的に対応し、将来的に建替えが必要な時期となった場合は、利用者や立地の状況、近隣施設との複合化も視野に入れます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

地域のコミュニティ活動は、自治会を中心として防犯・防災をはじめ環境保全など、住民生活に直結する地域の課題解決に取り組んでいます。ライフスタイルや家族構成の多様化に伴い、自治会の加入率は減少傾向をたどっています。特に高齢者の比率が高い中山間部などの地域においては、自治会の運営や互助活動を高齢者に頼らざるを得ない状況にあります。

少子高齢化の時代にあっては、「住民同士の支え合い」がより重要となっています。親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通する課題をみんなで協力して解決し、安全安心に暮らせる地域社会を築くことが必要です。

近年、地縁的によるつながりだけでなく、地域の垣根を超えて同じ課題・目的を持った新しい形態のコミュニティ活動も芽生え始めています。今後はこれらの団体活動を注視するとともに、従来のコミュニティの中から活動の中核を担う人材の育成を支援し、各団体間の連携を図り、地域活動を活性化することが求められています。

(2) その対策

○市民が地域の中で安心して暮らせるよう、自治会やコミュニティ組織の運営及び連携を支援します。

○市民が自ら行う地域活動を支援するとともに、中山間地域等における集落機能の補完や活力あるコミュニティの再生に向けた取組を推進します。

(3) 計画

■事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	自治公民館建設費等補助金 [事業内容] 自治公民館の新築、増改築又は空調設備の設置に要する工事費及び用地取得費に対して交付する補助金 [事業の必要性] コミュニティ活動の促進のため。 [事業効果] 自治公民館の整備を支援することにより、コミュニティ活動が促進され、活力あるコミュニティの形成と住民福祉の向上が図られる。	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では、市の特性を生かした特色ある文化・芸術に関する事業やイベントを長期にわたり開催しています。それらの事業が、市民にとってより親しみやすく、より参加しやすくなるよう、市民ニーズを把握し、事業の継続や内容の見直しを含めた検討を行い、再編成していく必要があります。

本市には公共ホールとして那須野が原ハーモニーホール、ピアートホール、総合文化会館があり、また、文化財等の保存公開施設として那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館、なす風土記の丘湯津上資料館、歴史民俗資料館、さらに、文化芸術の研究及び市民と作家との交流拠点として芸術文化研究所があります。これらの施設はそれぞれの特性を生かして、文化芸術活動の場や鑑賞の機会を提供しています。各種事業を効率的に進めていくためには、各文化施設が相互に連携する体制づくりが必要です。

また、本市には、国宝の「那須国造碑」をはじめ貴重な文化財が数多く存在しますが、少子高齢化、過疎化の進行に伴い後継者や担い手が減少し、それらが滅失あるいは散逸するおそれがあります。指定・未指定にかかわらず文化財の価値を認識して、適切に保存・管理し、計画的に整備するとともに、地域活性化やまちづくりにつながるよう効果的に活用していくことが求められています。

(2) その対策

○文化関係施設の計画的な改修に努めるとともに、地域の特色ある歴史・文化・芸術にふれる機会を拡充して、市民の誇り尊ぶ意識を高め、次代に継承していく体制づくりに努めます。

○文化財の把握や調査・研究を計画的に行いその価値を再認識し、保存・管理や修理を適切に進めるとともに、関係機関・団体等と連携しながら文化財を活用したまちづくりや観光資源としての活用を推進します。

(3) 計画

■事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の振興 等	(1) 文化振興施設 等 地域文化振興施設	黒羽芭蕉の館 展示ケース照明 LED 化 事業	市	
		ピアートホール改修事業	市	
		芸術文化研究所改修事業	市	

	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	東山道駅路所在確認調査事業 [事業内容] 大田原市湯津上地区を通り抜けていた古代の道路「東山道駅路」や「磐上駅家」の所在を明らかにするための発掘調査を行う。 [事業の必要性] 東山道駅路の所在を確認し、保存するため。 [事業効果] 地域文化の継承と地域の活性化につながる。	市	
		黒羽太鼓保存会運営費補助金 [事業内容] 黒羽太鼓保存会に交付する補助金 [事業の必要性] 団体の文化振興活動を支援するため。 [事業効果] 文化・芸術に対する意識の高揚につながる。	市	
		黒羽芭蕉の里全国俳句大会実行委員会運営費補助金 [事業内容] 実行委員会に交付する補助金 [事業の必要性] 文化振興活動を支援するため。 [事業効果] 文化・芸術に対する意識の高揚につながる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【公共施設等総合管理計画要旨】

○博物館等（歴史博物館・郷土資料館）

歴史博物館・郷土資料館は、点検・診断等を行い、安全確保にも努め、既存の資料館等の展示施設については、リニューアルによる展示機能の向上を図るとともに、収蔵施設の拡充を図ります。

○文化施設（ホール・文化系施設）

文化施設は、管理コストの縮減も図りながら、定期的に点検・診断等を行い、安全確保のために維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策を実施します。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年、二酸化炭素などの増加が原因となる地球温暖化の影響と思われる異常気象の発生や海面の上昇、生態系の変化などが世界各地で頻発しています。本市においても、これまで見られなかった猛暑やゲリラ豪雨などの地球温暖化の影響と思われる現象が発生しています。

また、東日本大震災による原子力発電所の事故を契機に、これまでの原子力主体の電力から、太陽光や水力、バイオマスなどの新たな再生可能エネルギーへの転換を迫られています。

(2) その対策

○持続可能な地域社会を実現するため、八溝山周辺の森林や水量豊富な河川・農業用水などの地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、風力発電等の新エネルギー導入について検証を進めます。

○バイオマスの熱利用に注目し、農林業との連携による産業の活性化を図ります。
また、地域の特性に適した様々なバイオマス活用の普及促進を図り、エネルギーの地産地消を推進します。

○住宅用太陽光発電システム及びクリーンエネルギー自動車等の普及推進を図ります。

(3) 計画

■事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	バイオマス集積基地整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	クリーンエネルギー自動車購入費補助金 [事業内容] クリーンエネルギー自動車を購入する市民に対して、購入費の一部を補助する。 [事業の必要性] 新エネルギーの普及促進を図るため。 [事業効果] 地球温暖化防止の推進及び大気汚染の改善を図るとともに、災害時の非常用電源としての活用に資する。	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【公共施設等総合管理計画要旨】

○緑資源リサイクル施設

緑資源リサイクル施設は、比較的新しい施設であるため、基本的に現状維持としますが、定期的に点検・診断等を行い、安全確保にも努め、必要に応じて改修または施設機能の拡充を検討します。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

過疎化・高齢化が進む地域では、住民の連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつあります。住みよい地域や豊かさを感じられる地域社会は、そこに住む人々がお互いを尊重し合い、助け合いや心の触れ合う地域社会の形成によって成り立ちます。今後は、地域社会の活性化が大きな課題となっています。

(2) その対策

○自主的な地域活性化の活動やイベントの継続開催など、地域が行う様々な取組をきめ細やかに支援し、地域活性化を促進します。

(3) 計画

■事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域のまつり [事業内容] ・湯津上地区天狗王国まつり ・くろばね紫陽花まつり ・くろばね夏まつり ・くろばね秋まつり [事業の必要性] 地域の活性化を図るため。 [事業効果] 地域のイベントを支援し、地域内住民の交流の場を提供することにより地域の活性化が図られる。	実行委員会	
		那珂川レディース鮎釣り大会 [事業内容] 実行委員会に補助金を交付する。 [事業の必要性] 地域の活性化を図るため。 [事業効果] 地域のイベントを支援し、地域内住民の交流の場を提供することにより地域の活性化が図られる。	実行委員会	
		芭蕉の里くろばねマラソン大会 [事業内容] 実行委員会に補助金を交付する。 [事業の必要性] 地域の活性化を図るため。 [事業効果] 地域のイベントを支援し、地域内住民の交流の場を提供することにより地域の活性化が図られる。	実行委員会	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、個別施設計画とも整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来に及ぶ説明等）
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	移住・定住	空き家対策事業	市	市内に所在する空き家を有効活用することで、人口増加及び都市の住民との地域間交流につながる。
		移住支援事業	市	移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足の解消につながる。
		結婚支援事業	市	未婚化及び晩婚化に歯止めをかけることにより、人口増加や地域活性化が図られる。
	地域間交流	わがまちつながり構築事業	市	人口減少による諸問題の克服や将来にわたる地域の活力の維持が図られ、地域活性化や地域間交流の活発化につながる。
	人材育成	地域おこし協力隊事業	市	都市住民などの外部人材を地域社会の新たな担い手として受け入れることで、地域の活性化につながる。
2 産業の振興	第１次産業	県単独農業農村整備事業費補助金	市	農村環境、農業用施設管理、地域資源保全に係る整備等を支援することで、農業農村の活性化が図られる。
		組織育成対策費補助金	市	園芸生産を行う組織の生産体制の強化を支援することにより、過疎地域における園芸の振興につながる。
		園芸拡大支援事業費補助金	市	新たな産地づくりに向けた取組を支援することにより、過疎地域の園芸作物の生産拡大につながる。
		中山間密着作物振興事業費補助金	市	地域農業資源を有効に生かし、生産・加工・販売を行うことで、地域活性化が図られるとともに、農地の有効活用による耕作放棄の防止につながる。
		畜産担い手育成総合整備事業費補助金	市	飼料基盤の造成・整備、農業用施設整備等を行うことにより、畜産主産地の形成が図られる。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来に及ぶ説明等）
		中山間地域等直接支払事業	市	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための支援を行うことにより、地域の農業生産の維持・発展や地域活性化が図られる。
		環境保全型農業直接支援対策事業	市	環境保全を重視した農業生産への転換を促進することにより、地球温暖化防止や生物多様性保全につながる。
		多面的機能支払交付金事業	市	農業・農村の有する多面的機能の維持・増進により、農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上につながる。
		森林山村多面的機能発揮対策事業	市	里山林景観を維持・保全するための活動を支援することにより、森林の有する多面的機能の発揮につながる。
		有害鳥獣被害対策事業	市	有害鳥獣捕獲や農地への防護柵設置より、農作物被害の減少につながる。
		農業経営継承・発展支援事業費補助金	市	地域農業の担い手から経営を継承した後継者による経営発展に向けた取組を支援することにより、担い手の確保及び農業経営の発展につながる。
		新規就農支援事業	市	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援することにより、新規就農者の早期の自立と経営発展につながる。
		湯津上土地改良区補助金	市	補助金を交付することで土地改良区の円滑な運営が図られ、農地や農道の整備、農業用水利施設の維持管理等が適切に実施される。
		黒羽土地改良区補助金	市	同上
	商工業・6次産業化	湯津上商工会補助金	市	商工会の円滑な運営を図ることで、商工業の振興及び活性化につながる。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来に及ぶ説明等）
		黒羽商工会補助金	市	商工会の円滑な運営を図ることで、商工業の振興及び活性化につながる。
		起業再出発支援事業補助金	市	新たな店舗の出店により、商業の活性化及び地域の振興につながる。
	観光	ポップ農園管理事業	市	利用者の利便性及び満足度の向上を図ることにより、交流人口及び関係人口の増加につながる。
		若杉山荘管理事業	市	同上
	企業誘致	大田原市企業誘致条例に基づく奨励金	市	市内への新たな企業の立地により、産業の振興が図られる。
	その他	地籍調査事業	市	地図が明確になることにより、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、他事業の円滑化、災害復旧の迅速化など、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境が整備される。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	公共交通	市営バス運行事業	市	バス路線の安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資する。
		地域公共交通活性化事業	市	同上
	交通施設維持	林道橋りょう点検事業	市	従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えへの転換を図ることにより、将来にわたり安全な通行を確保することができる。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来に及ぶ説明等）
5 生活環境の整備	環境	可燃物・不燃物等収集運搬事業	市	市民から排出される一般廃棄物を的確かつ合理的に収集・運搬することで、ごみ処理量の減量化が図られ、地域の生活環境改善につながる。
	防災・防犯	女性防火クラブ補助金	市	女性防火クラブの育成強化を促進するために交付するものであり、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化につながる。
		自主防災組織活動費補助事業	市	自主防災組織の活動を推進することで、地域住民の防災力の向上につながる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	放課後児童クラブ運営事業	市	児童の放課後における安全面を確保することにより、放課後児童の健全な育成を図るとともに保護者の負担軽減につながる。
		学童保育移送バス運行事業	市	同上
	高齢者・障害者福祉	安心生活見守り事業	市	高齢者及び障害者が、住み慣れた地域で安心した生活を安定的・継続的に送ることができる社会の実現につながる。
		外出支援事業	市	在宅の高齢者等対し、通院等に必要な交通の便を確保することにより、自立した生活の継続を可能にし、福祉の向上を図ることができる。
		緊急通報装置貸与事業	市	ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯が安心した生活を送れるようになるとともに、福祉の増進が図られる。
		敬老祝金支給事業	市	長寿を祝福し、敬老の意を表することで福祉の増進が図られる。
	その他	子宝祝金支給事業	市	次代を担う出生児を祝福し、そのすこやかな成長を支援することにより、児童福祉の向上が図られる。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来に及ぶ説明等）
7 医療の確保	その他	休日在宅当番医補助金	市	地域の救急医療体制を確保することで、市民が安心して暮らせる社会の実現につながる。
8 教育の振興	義務教育	スクールバス運行事業	市	児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進が図られる。
	生涯学習・スポーツ	地区生涯学習推進協議会補助金	市	生涯学習を広く一般に啓発し、地域住民の生涯学習に対する意識を高めるとともに、学習活動への参加を促進することで、生涯学習の振興が図られる。
		屋内温水プール管理事業	市	利用者の利便性及び満足度の向上を図ることにより、交流人口及び関係人口の増加及びスポーツの振興につながる。
9 集落の整備	集落整備	自治公民館建設費等補助金	市	自治公民館の整備を支援することにより、コミュニティ活動を促進され、活力あるコミュニティの形成と住民福祉の向上が図られる。
10 地域文化の振興	地域文化振興	東山道駅路所在確認調査事業	市	「東山道駅路」やその附属施設である「磐上駅家」の所在を明らかにし、それらを保存していくことにより、地域文化の継承と地域の活性化につながる。
		黒羽太鼓保存会運営費補助金	市	文化振興活動を支援するにより、文化・芸術に対する意識の高揚につながる。
		黒羽芭蕉の里全国俳句大会実行委員会運営費補助金	市	同上
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	クリーンエネルギー自動車購入費補助金	市	地球温暖化防止の推進及び大気汚染の改善を図るとともに、災害時の非常用電源としての活用に資する。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来に及ぶ説明等）
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域のまつり ・湯津上地区天狗王国まつり ・くろばね紫陽花まつり ・くろばね夏まつり ・くろばね秋まつり	実行 委員会	地域のイベントを支援し、地域内住民の交流の場を提供することにより地域の活性化が図られる。
		那珂川レディース鮎釣り大会	実行 委員会	同上
		芭蕉の里くろばねマラソン大会	実行 委員会	同上